



研究会の模様 編集部

目 次

研究会 平成28年度食料・農業・農村白書をめぐって …… (4)

司 会 加瀬 和俊

報 告 谷口 信和

コメント 小山内司ほか

出席者 梶井 功 服部 信司 堀口 健治

神山 安雄 小林 信一 矢坂 雅充

安藤 光義

〔時評〕 畜安法改正による牛乳流通制度改革 …… (m) (2)

☆表紙写真 田園風景 編集部

「農村と都市をむすぶ」2017年8月号(第67巻第8号)通巻790号

畜安法改正による生乳流通制度改革



不足払い法（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法）が廃止され、加工原料乳補給金制度を畜産経営安定法に組み込むという畜安法改正が平成二十九年六月九日に成立し、来年度から施行される。昨年三月末の規制改革会議の提言に即して、指定生乳生産者団体（以下、指定団体）

制度が廃止され、補給金を交付するために指定する組織は不要となり、補給金は指定団体に生乳販売を委託しないアウトサイダーにも交付される。さらに酪農生産者が指定団体に生乳の全量を委託販売するという原則を改め、部分委託販売が認められる。高い集乳シェアを維持してきた指定団体を核とする生乳流通の枠組みを改め、個々の酪農家の判断で生乳ブローカーや乳業メーカーへの生乳販売の余地を広げることが、酪農経営の手取り乳価の引き上げ、所得向上に寄与するというわけである。

たしかに一部の酪農家は生乳をブローカーに販売すれば、より高い乳価を実現しうる。たとえば、府県の飲用向け乳価と北海道の乳価の格差が、北海道から府県への生乳輸送費を上回っているため、北海道から東海・近畿地方の乳業メーカーに生乳を販売するブローカーが提示する買取乳価は総じて高い。生乳を売り捌けない期間の

余乳処理負担は大きいのが、取扱い乳量が限られていれば、廉売で処理することもできる。

政府は不需要期に指定団体への生乳出荷が多くなるような「いいとこ取り」の生乳取引を制約する政省令を準備すると約束している。そもそも生乳の需給調整に取り組む余地がないブローカーや牛乳などを自家製造する酪農家は、需給調整リスクを指定団体に負担させ、いわば「いいとこ取り」によって事業基盤を確保してきた。ブローカーと同様に流通機能しかもたない指定団体は需給調整によって需要に見合った生乳供給を図り、乳価交渉力を担保しようとしてきた。アウトサイダーを後押しする改正畜安法を、政省令で規制しようとしても自ずと限界がある。政府と指定団体などとの間で政省令の内容をめぐって意見交換が行われているが、議論は平行線を辿るばかりでまったく進展はみられないという。実質的には「いいとこ取り」の許容限度が議論の焦点にならざるを得ないからであり、「いいとこ取り」は回避されたと認めさせたい政府とそれに反発する指定団体との溝は狭まりそうにない。

畜安法改正は、不毛な制度改革論議をもたらしているだけではない。一つは、近年検討されてきた課題の先送りである。たとえば、自民党の指示を受けて指定団体などが検討してきた「酪農家の指定団体への直接加入」に

ついでに議論は頓挫してしまった。酪農家の指定団体への直接加入を念頭に置いて、指定団体を含めた県連・単協などの酪農生産組織のあり方が検討されることになっていた。酪農生産者組織間の業務受委託などによる組織合理化、地域格差が広がっている技術・営農支援活動などの業務の広域的な再編整備など、今後の酪農生産基盤のあり方に関わる議論が具体化するはずであったが、指定団体が廃止され、前提条件が失われたので議論は頓挫した。基本的には酪農生産者組織が自ら検討しなければならぬ重要な課題であるが、当面の課題である政省令の内容に関心は移ってしまった。

二つは、畜安法改正の影響をめぐる憶測や不安のもとで建設的な議論が成り立ちにくくなっていることである。畜安法改正によって一部の酪農家などの「いいとこ取り」による事業拡大が広がれば、それを押しとどめることは難しい。とくに部分委託の広がりへの不安は大きい。生乳の部分委託販売は、酪農家と単協との生乳取引契約にとどまらず、単協と県連、県連と指定団体などとの生乳取引契約にもおよび、ミニプラントで牛乳・乳製品を製造する酪農家に部分委託販売を認める特例措置が生乳取引一般に拡張されるわけである。乳業プラントを保有し、あるいは特定の乳業工場と固定的な取引関係を維持している県連・単協も、指定団体などと部分委託販

売契約を結ぶことが可能性になる。部分委託販売を導入する県連などが相次げば、指定団体による生乳需給調整の負担は重くなり、その機能を縮小せざるを得なくなる。こうした動きを水面下で抑止しようとする動きが広がる。酪農生産者組織内部での軋轢が深まり、部分委託販売に踏み切る団体も出てこよう。すべては官邸の意向、政省令の内容次第で、しかも「どんな変化が出てくるか、やってみなければわからない」という様子見の姿勢が強まっている。

三つは、生乳流通制度をはじめとする酪農制度の中長期的な仕組みを再検討する契機を失いかねないことである。TPPや日欧EPAの大筋合意内容に示されるように、乳製品の国境調整措置が緩和される可能性がある。国内の酪農生産も縮小を続け、生乳不足基調が定着すれば、指定団体による生乳需給調整の余地はいっそう限られていく。生乳需給は価格による調整へシフトするようになり、乳価暴落を回避するために政府の乳製品市場介入制度も欠かせなくなる。ますます不安定になっていく生乳市場のもとで酪農生産を持続させていく制度設計に向けた議論に踏み出す必要がある。審議会での政策論議も行わず、官邸の意向を反映させた改正畜安法からは、酪農の長期的なビジョンは描けない。

研究会

平成二八年度食料・農業・農村白書をめぐって

加瀬 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。司会をさせていただきます帝京大学の加瀬と申します。よろしくお願いたします。

きょうの進め方ですが、初めに谷口さんから全体の感想、論点等について四五分くらいで論点を出していただき、その後一五分くらいでリプライをしていただいて、全体の論点をまず議論しまして、その後一時間ほどフリーディスカッションをさせていただければと思っております。

それでは、谷口さんから論点提起をお願いいたします。



司会の加瀬和俊氏

話題になった今年の白書

谷口 東京農大の谷口と申します。よろしくお願いたします。

最初に、ちょっと前置きの話しをします。近年、白書は余りマスコミで取り上げられない時代が続いてきたのではないかと印象をもちしております。この点で、今年の白書は結構話題になった白書ではないか、いいか悪いかは別にして、議論になったのは極めて重要だと私は考えております。最大の批判は無視だという私の持論からしますと、論点があることは非常にいいことであって、大事なことはそこから出発して深めることだと思います。そういう観点からすると、今年の白書はかなり問題提起的であったという点で、私自身は評価しております。

しかし、同時に、本来もう少し光が当てられるべきと

研究会出席者

(2017年6月13日 於：農林水産省)

司 報 コ メ ン ト	会 告 ト	加瀬 和俊 谷口 信和 (農林水産省)	帝京大学教授 東京農業大学教授	大臣官房広報評価課 情報分析室長
		小山内 直人 小川 直人 安藤 鷹乙 信戸 一利 大高 正良 統橋 亮 香代子 三浦 寛 伊藤 隆 吉田 篤史 西野 晃聡 市村 和寿 小井 悠功 梶井 信司 服部 治 堀口 健 神山 安雄 小林 信一 小坂 雅充 藤 光	大臣官房広報評価課 係長 食料産業局企画課 係長 生産局牛乳乳製品課 企画官 生産局牛乳乳製品課 係長 経営局経営政策課 経営専門官 経営局農地政策課 経営専門官 経営局就農・女性課 女性活躍推進室長 経営局就農・女性課 経営専門官 経営局就農・女性課 経営専門官 経営局金融調整課 課長補佐 経営局保険課 課長補佐 農村振興局土地改良企画課 課長補佐 政策統括官付穀物課 課長補佐	
出 席 者			東京農工大学名誉教授 国際農政研究所代表 早稲田大学名誉教授 農政ジャーナリスト 日本大学教授 東京大学准教授 東京大学教授	

ころに十分に当てられなかったことがあるとすると、それはまた他方で弱点にもなるという面があると思いません。

たとえば、今回の白書は、政策審議会や自民党農林部会等も含む白書の承認・決定過程全体を通じてかなり議論がありました。

さらに、農業ジャーナリズムでは、日本農業新聞が、普通は論説で一回取り上げたら終わりなのですが、今回は繰り返し取り上げられるといった珍しいことがおきました。こういうことは私の今までの経験の中にはなかったことなので、大変に興味深いと思います。

モチーフは強い農業をつくる

それはなぜなのかということを私なりに考えてみますと、強い農業をつくり上げるといふ強い政策的意志をもって今回の白書が書き上げられた、あるいはそれを一つのモチーフとして貫いたということがあるのではないかと思います。

そういう点からしますと、一方では、そういう強い農業をつくり上げていくことの政策的な根拠がどこにあるかについて、実態等に基づいてある程度明らかにする、つまり、政策のよって立つ根拠を明らかにするという観点から第一に貫かれたのではないかと思います。

他方で、現在行われている政策そのものについての評価・検討については、やや弱いのではないかという気がしております。むしろ、それよりも、未来志向ということで、ある程度強い農業をつくっていく条件が整っているのとすれば、それに一層ドライブをかけて、急速に進めていくためにはどういう政策体系が必要かということから、ある意味では型破りだと思えますけれども、国会での審議が現在進行形の、まだ確定していない政策を取り上げて、その意義を論ずるといふやり方をとったということだと思います。

実は今いった二つは、いずれも白書の冒頭にある二つの特集にあたるわけですけれども、世間ではしばしば特集に関して以上のような意見が出されていますが、私はそうはみていません。特集だけではなく、第一章から第四章までの全体がそういった観点で貫かれていると判断されます。論旨としては非常に筋が通っているといえます。

改めて白書の構成を考える

以上のことを前提として、レジュメに沿いましてお話



氏和信谷口を行う報告

したいと思います。

まず第一に、全体の構成です。全体は通常、第一部と第二部という構成だと考えられていますし、私もしばしばそのような視点で読んできました。つまり、巷間では第一部が動向編、第二部が施策編という形で、施策は実施した政策とこれから実施する政策がまとめて論じられており、その紹介の前提に動向の分析があるという理解になっていますが、必ずしもそうではないわけです。

よくみると、全体が第一部、第二部になっているのではなく、二つの違う白書がまとめられているのが正しい理解ということになります。つまり、平成二八年度の食料・農業・農村の動向編が第I部の動向と、第II部の施策からなり、これとは独立に平成二九年度の施策が論じられていて、これがまとめられて国会に提出されているわけです。

そうすると、論点一になります。農業競争力強化プログラムを取り上げた特集一は、これが国会で審議中であり、可決されたとしても、二九年度以降に実施される施策となるわけですから、二九年度に講じるべき施策として、本当は後段の未来形にかかわる政策の話なのです。しかし、今回は平成二八年度の動向編の中で、特集として取り上げられています。

他方で、論点二として、農業競争力強化プログラムの

位置がかなり大きいということが指摘されます。二八ページも費やしています。というのは、政策自体を論じるよりも、その政策の前提となる構造がどうなっているか、動向がどうなっているかに重きを置くのが白書の課題であり、特徴だと思っております。なぜならば、白書のタイトルは「動向」です。「動向と施策」というタイトルではなくて、「動向」が基本的なタイトルであって、その中で動向と施策に分かれていますと考えると、やはり動向の部分に重きが置かれていますこととなります。従来白書の構成を覆し、農業競争力強化プログラムという施策が最初に取り上げられていますから、どういう動向・構造に基づいて施策が出ているのかという点は後景に退いてしまうこととなります。

その上で、論点三になります。農林業センサス分析は第一部の課題に入ると思いますが、特集二で取り上げることは至極当然のことです。しかし、この分量が三ハページとかなり多い上に、農業センサスには構造統計計かないわけではなくて、地域農業に関わるいろいろなデータが含まれているわけです。例えば、集落に係るデータは非常に豊富なものが提供されているわけですが、この部分の分析がこの特集のセンサス分析の中にはほとんどありません。つまり、全体としては白書の基調が、現在の農政の特徴である産業政策を重視する、つまり強い

農業をつくる、もうちょっと強くいえば強い農業経営をつくるというところに集中していて、地域政策の観点がやや手薄だということになります。

評価される大災害の取り上げ方

論点四はこれに関連しています。今回の白書で非常に高く評価されているのは、東日本大震災の経験を風化させてはいけないという、どちらかというと後ろ向き対応だけではなく、熊本地震や台風などのこの間のさまざまな自然災害を取り上げて、それをまとめて、大規模災害に対応するにはどうしたらいいかということを論じたことです。

最近、地球温暖化対策のパリ協定からアメリカが離脱することが話題になっておりますけれども、自然災害は非常に重要なことですので、そういうものを第四章でトータルに取り上げたのは極めて適切だったと思います。恐らくこうした課題と地域の課題、あるいは多面的機能といった課題、つまり、第一部の第三章農村で論じられているテーマが関連づけられて検討されることが大切だと思います。そういう観点からすると、論点三と論点四はかみ合ってくるのが大事かと思えました。

冒頭の特集と各章のトピックス

それから、論点五です。冒頭の特集とともに、各章の先頭に目玉政策を紹介するものが掲げられているということでありませう。これらはほとんどが政策的なトピックスになっていきますので、こうした取り扱いは方によって後段の平成二八年度、二九年度の施策の部分ほとんど誰も読まないようなものになってしまおうという現実がありそうな気がします。

農村と都市をむすぶ誌の白書研究会でも、政策の部分について、過去に行われた政策と翌年度以降に実施する政策について議論になったことは余りなくて、政策一般の中の話に含まれる形で、動向に関する話のついでにしているということが多かったように思います。そうではなくて、白書全体を充実したものに、全体に人々の関心が行くようにすべきではないかという観点からすれば、施策の部分にトピックスなどをちりばめた方が多くの方が読んでくれるのではないかという感じがしました。論点六はそういうことになります。

どう読んだらいいのかコラム

逆に、論点七ですが、今回は個別事例やコラムが従来に増して豊富です。それから、本文の内容とは必ずしも

同じではないような、つまり逆向きのものを含めて、よく取り上げられています。また、こんなものがあつたのかと思うような細かな事例まで取り上げられていて、とてもよかつたと思っております。

とすると、その部分を本文の中にもっと上手にちりばめてもらって、本文を読むと大体わかるようにしていただけると助かる。ちょっと本文だけを読んだのではわからない追加の部分だけがコラムに入っているといった方がよいのではないかという気がしました。というのは、読み方として、本文を読んでいって、そばにあるコラムを読むのか、本文をずっと読み通してしまつて、しばらく行つてしまつてから戻つてコラムを読むのが結構悩ましかつたからです。コラムを読むと今度はコラムにとらわれてしまつて、本文の趣旨が読み取れなくなるときがありました。そういう点で、コラムの取り扱いについては今後検討が必要かと思ひます。裏返していえば、動向分析と政策本体の部分での物語性が逆に乏しくなつてしまつていて、コラムに引つ張られ、そちらに精力が注がれてしまつたのではないか、そんな印象があります。それが全体です。

以下は細かな点について、ごく一部をページ順にお尋ねしたいと思ひます。

特集一 農業競争力強化プログラムについて

一ページに肥料の銘柄数が非常に多いので、一〇本程度に集約するという、前からずっといわれている課題が指摘されています。このことと肥料等の生産性が低いということが直接的に結びつくのかどうか、ちょっと疑問だったということです。つまり、ほとんど同じような肥料が、たまたま違う銘柄で売られているというだけであれば、わずかな追加的費用の話であって、生産するロットが大きいか小さいかが、より重要な話だろうという気がするので。特に系統向けと商系向けで別々の登録をされていることについては、どう考えたらよいのかと思いました。それは飼料についても同様であって、輸入してくるものところや加工している基本のところは一緒なわけで、あとは微妙なさじかげんの違いとなるか、それは大したコストアップの話ではないのではないかとという印象を受けたということです。

逆に、韓国の土壌や気象条件と日本のそれらとの比較が十分になされないまま、いきなり費用の比較がされています。日本の場合には沖積土壌と洪積土壌の大区分の上に、火山灰の影響が各地に見られます。しかも、それがモンsoon地帯という非常に降水量の多い地帯に展開しており、かつ四季の変化がはっきりしている気象条件

の下にあります。つまり、非常に差別性に富んだ気象条件と土壌条件のもとに農業が展開しています。ということは、当然そうした条件に対応した肥料、農薬の差別性が要求される側面があるのではないかと。そういう要素についての検討が十分されないまま、数が多いから無駄なのだという議論には必ずしもならないのではないかと。そういう点で、もうちょっと細かな吟味が必要だったのではないかと気がしました。

量販店の優越的地位の指摘が不十分

次に、生産者と小売業者の双方の疲弊の問題を指摘しながら、量販店の優越的地位についての分析が不十分という点であります。これは一カ所ではなくてあちこちなので、ページは示しませんけれども、例えば牛乳、サラダ油、豆腐、もやし等々、この間、さまざまな媒体で話題になっていきます。余りに安い価格で売られている農産物・食品の問題です。もやし一〇円のように、生産の場では何とも努力しようがないような価格体系になっている現実をどうみるかです。量販店が消費者の味方だ、消費者の代弁者だということで優越的な地位を強く押し出している分野がかなりあるのではないかと。そういうことが価格の問題を通して生産者を苦しめている局面について、もう少し光を当てたほうがいいのではないかと思

ました。

次に一九ページと三〇ページの二カ所です。直販、つまり生産者と消費者の間の距離を縮めることに非常に重きを置いた考え方をとっているわけですから、これはしばしば指摘される常識的な視点だと思えます。他方で、三七ページで、生産関連事業ということ論じている箇所、図表の特2-12の注2)にありますように、消費者への直接販売を含まないという形で、これは除外して議論しているわけです。これはどうなのか。そういうものを含めて、六次産業化を議論しなければいけないとすれば、こういう統計の処理の仕方はちょっと疑問になりました。

機構による土地改良の実施問題

それから、二五ページの農地中間管理機構での土地改良の実施ということについてです。中間管理機構の設計初期のときに、耕作放棄地を含む不良な土地、条件不利な土地については、これを事業の対象に入れないとされていた。なぜならば、そういう土地を取り扱おうと、みんな塩漬け農地になって、財政負担がかかるだけで、しょせん農地の流動化にはつながらないのだという議論がされていたのですけれども、私はそうではないだろうと反対していました。大面積の土地を集めれば集めるほど、そ

の中に耕作放棄地や条件不良な土地を含まずに面的集積はできないはずだから、集積のことを考えれば考えるほど、土地改良の問題を組み込まなくてはならないだろうと指摘しました。しかし、そうした考え方は一蹴されて、一般企業はできるだけすぐに耕作を実施したいわけですから、いい土地だけでやりたい、その願望に応えることが前面に出ているのではないか。

農水省は農地の実態には詳しいわけですから、そういう議論に対してはそうではないと、実態からすれば耕作放棄地などを含めて農地流動化をやらなければいかんという議論をすべきだったところだったのですが、意外にあっさり規制改革会議等に軍配を上げてしまったという印象があります。こうした方針は現在では大きく変わっているわけですが、変えたことへの反省とか説明が余りないわけです。役所の文書ですから、反省はできないことはよくわかっておりますけれども、現代のはやりは、やはりちょっと悪いところをみせないとい人は信用しない。私は全部正しいと無謬性の議論を立てると、どんな優れた人でも信頼されないということですので、六対四か七対三か知りませんが、スパイスの効いた自己批判も必要だろうと思っております。

特集二 センサス分析について

特集二については、センサス分析を別掲する意義について、先ほど申し上げました。くどいかもしれませんが、

センサス分析自体が白書の課題ではありません。なぜなら、センサス分析は普通の人が読んでも余りおもしろくないのです(笑声)。消費者が読んで、なるほど、こういうことかと感動する領域ではないような気がするのです。

やはりプロの方々があつ、そうなんだと政策を考えるときに、こういう深い背景があつたのだということ、さすが農水省、いい分析をしてくれたということで、政策の説得性が増す根拠になると思います。そういう点で、センサスをこんなに意識的に取り上げることが必要かどうかという点については、若干疑問があつたところです。

逆にいえば、センサス分析では、つまみ食いではなくて、虚心坦懐かつ冷静な実態分析が必要だろう。その点では、やや政策的課題に引きずられて、センサス分析の都合いいところだけを切りとってしまったという印象がありました。

農業構造分析は大規模化、法人化、社会的性格の深化の摘出に重点が置かれていますけれども、繰り返しですが、地域的分析が手薄。中山間とか、例えば四国はほとんどこの中で取り上げられていません。そういう地域的分析を広く取り上げる点での弱さがちょっとあつたのではないかということでありませう。

大規模農家でも直売所出荷は自営以外が中心

販売金額が大きな販売農家ほど農協以外への出荷先が分散している。これは前からいわれられていて、法人化すると農協から離れるという議論を論証したわけです。しかし、そうした大規模層でも、三〇ページをみますと、一番販売額が多いのは自営の直売所ではなくて他の直売所、つまり、恐らくJAがやっているような直売所の方です。大規模経営は自分に有利なものを選んでいるけれども、地域の現実の構造自体をやはり前提にしながらやっていると冷静な議論が必要で、そうではない方向に傾いていると巷間で議論されているやや一方的な議論に対して、問題を投げかけることも必要ではないかと思いました。

また、リース方式での一般企業の農業参入の意義を強調しているわけですけれども、NPOとか福祉法人とかといった営利を必ずしも目的としない形のものが、一般企業等の農業参入の「等」の中に相当たくさん含まれている点についての評価が十分にされていないのではないかと気がしました。

三六ページで四つの集落営農組織の統合の事例が掲げられております。これはすごく重要な最も現代的な課題で、多くの研究者も注目していますが、だとすると、セ

ンサス分析の中でそのようなことがかいまみえたのかどうかについて一言あると嬉しかったです。

三七ページは先ほどもいいました。

小規模農家の「滞留」を否定的にとらえるな

次四五ページになります。が、「経営面積一ヘクタール未満の経営体数はいまだ過半を占めています」といった表現が、これは事実なのですけれども、少し冷たいなあと感じました。いまだ過半を占めているところに含まれた経営体の方は、僕らは政策的にはお荷物にされているだという印象を受け取るような表現だと思います。いつまでやっているのだみたいな感じがしました。経営体数が多いとか少ないとかを問題にするのではなくて、大規模経営体の農地の集積率が低い。つまり、資源が大規模経営に集まっていけないことが問題であって、経営体数がたくさんあること自体は僕はいいことだと思ふのです。今日ではそれらの小規模層はどんどんやめてください、そうすれば農地が流動化しますという議論では、地域農業はもたないのです。集落営農はもたないのです。とすると、むしろこの数をマイナスに捉えるよりは、まだこれだけは残ってくれていることをプラスに捉えるほうが重要な時点に今や差しかかっている。そういう新しい視点も大事かと思いました。

農業統計復活の重要な意義

五八ページの市町村別産出統計の話になります。これは分析して下さって大変嬉しかったです。実は農林水産省の予算が減っている中で、この統計の部分にたくさんのお金がかかっていたとは思えないにもかかわらず、この統計や畜産でも養豚やブロイラーの統計もいったん中止されたことがあります。食品ロス統計もそうでしょう。うか。これらの統計は今、全部復活しています。ということは、やはり統計のうちで大事なものについて若干見誤りがあったのではないか。例えば恐らく農林水産省としては、家族経営を中心とするから、養豚や、とりわけブロイラー、採卵鶏といったところの大規模経営については、企業化しているからもう統計で取り上げる中心的な課題ではないという感覚があったのかと思うのですけれども、大規模経営以外の経営体もたくさんあって、全体として消費者に卵なり肉を供給しているという構造を考えるならば、全体像をつかむという観点からも、大規模経営についてもやはり農水省の一貫した統計把握の対象に入っている、政策領域に入っているということを取り上げる視点が重要です。

同じように、市町村の農業産出統計も市町村レベルで直接に調査しているかどうかは別にして、これは役に立

つ統計だったのにあっさり中止されてしまいました。地域活性化の最も有力な指標を提供していたにもかかわらずです。それが復活されたこととあわせて分析して下さったことは極めて大事かと思えます。

市町村別統計の扱い方には要注意

ところで、事例で取り上げられていた都城とか浜松についてです。合併で大規模になった市町村で中山間地域が多く含まれているところで、畜産や果実を中心に農業生産が発展していると指摘されていますが、これはやや不正確な分析だと言わざるをえません。合併市町村の中の中山間地域を取り上げて検討する必要があるからです。市町村合併で中山間地域の割合が高まった自治体については、実態は平場のところだけで議論されてしまっているにもかかわらず、中山間があるから、中山間も含めて頑張っているのだという議論にはならないと思います。

また、田原市と鹿屋市の例が出ていましたが、田原は家族経営型です。鹿屋の場合はJA出資型法人等の肉用牛進出ということで地域農業が展開している。つまり、営利企業を中心とした法人経営が頑張って地域農業が再興されているという例ではないものが指摘されています。こうしたものをどのようにみたらいいかが問題となります。

第一章 食料

第一章の食料についてです。トピックスとして、二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックを活用したGAPの普及は非常に重要な課題だし、話題になっているのですけれども、何となく私の中では過剰期待ではないかという感じがします。現在の普及度はJGAPに比べてグローバルGAPは一〇分の一以下です。グローバルGAPの普及レベルをJGAPレベルに上げるのか、あるいはそれら全体を飛躍的に伸ばすのか。現場に聞くと、難しいという声があります。ロンドン、リオの総括があって、そこからの提起になればいいのですが、そこがちょっと弱かったのではないかと思います。

実は農水省のガイドライン等が策定されているわけですから、今いったように二つのGAPがあって、統一的な方向へ行っていないということ、農水省がそういう枠を越えて一つの形としました。これは画期的なことですが、なぜこうなったのかには触れられずに、このガイドラインの方法も使ってくださいというだけではやはり弱いわけです。こういう需要があったからこういうものを出して、そして、こういうところにもっていきたいという丁寧な説明がちょっと足らなかったのではないかと思います。

七一ページの食料自給率目標では、熱量と生産額が全く異なる動きをしていることが明らかでありまして、二つが全く種類の違うものだということが今回もまた明らかになりました。実は飼料自給率が傾向的に着実に上昇しているということに触れていないのはなぜかが分かりません。

海外に依存する農地面積算出の前提は

七四ページのコラムです。これは以前にも指摘して、翌年の白書で正確を期したということがありました。図で、海外に依存している農地面積、日本が輸入している穀物等を海外でつくと、日本の農地面積の二・四倍になりますということ、とても完全自給はできませんということを示すものです。

しかし、これは条件をきちんと吟味して言わないと正しくない話であって、現在の輸入先とそこでの土地生産性を前提にしたということです。つまり、アメリカ・カナダ・オーストラリアという国々から小麦を輸入していますが、仮に小麦をヨーロッパから輸入すれば、そんなことは現実には起きませんけれども、面積は三分の一になるからです。つまり、ヨーロッパはアメリカ等の三倍の単収があるわけです。アメリカの単収で計算すると面積が大きくなります。

そういう現在の輸入の前提条件を吟味しないで、前提条件があたかも永久不変の真理かのような議論を展開するのはやや一面的ではないかということでもあります。そういう点では冷静な議論が必要だと思えます。

なお、七六ページの図表1-1-8には食料自給率に関する目盛りが落ちています。また、左右で異なる目盛りを使って、傾向を論ずることに注意が必要です。

農業所得増加には価格の影響が最も大きい

生産農業所得、農業所得増加に果たす価格要因の大きさの指摘が七七ページにあります。生産農業所得の増加率が一六％、地域関連の農村所得の増加率が八・三％となっていて、六次化で所得が上がるよりも、生産農業所得の増加の方が大きく、しかもそれが価格要因で決まっているということについても触れていただけるとよかったですということでもあります。

また、八〇ページですけれども、農林水産物の輸出額の増加が二〇一六年に若干鈍化してしまったことです。いろいろな議論がもう既に出ていますので、繰り返しませんけれども、いけいけどんではない状態になったということ。やはり率直にみておくことが大事ななという印象です。

他方で、九六ページの図表1-3-7では、世界全体

の食肉需要の見通しにおいて、豚肉を家禽肉が上回るという事実が示されています。また、図表1-3-18では、先進国においては牛肉の需要がむしろ下がり気味の方向に向かうが、家禽肉や豚肉は伸びるという説明があります。こういう状況のもとで、日本は牛肉に競争力があるから輸出しましょうという話なのですが、これらの図表が示す事実と必ずしも噛み合いません。実態と政策の関連をどう考えるのかという問題を我々に投げかけていると思います。

九七ページの総合的な安全保障について、これは去年の白書でも繰り返し私が述べまして、本誌の紙面をページ以上も使ってしまいましたので繰り返しません、やはり順番的には分かりにくい。いきなり不測時の話があるのではなくて、まず平時の安全保障の話があって、次に不測時だと思えます。不測時の記述の方がページ数が多いということで強調すればいい話であって、順番を入れかえるというのはロジックをとりにくい、わかりにくいように思います。

米の政府備蓄一〇〇万トンの意味は

九八ページの米の備蓄の話です。食糧法で政府備蓄が一〇〇万トンとなっていますが、消費量の二ヵ月弱ぐらになるわけです。ところが、小麦は二・三ヵ月分の備

蓄が必要だということで政府がさまざまな支援をしながら確保しています。そうすると米は小麦と比べると少ないのですが、それはなぜか。これらの点についての指摘があってもよいのではないか。たとえば、日本の米の優れた生産技術、気象条件が厳しい中であっても、せいぜいプラマイ一〇%ぐらいの単収変化でおさまってしまっているという世界にまれにみる高い生産性水準だといった事実をきちんと説明してほしいのです。

一〇二ページのTPPの説明は余りに短いので驚きました。今後の話は書いてあるのだけれども、TPPはどのようなってしまったのか、どうみているのかということについて、書きにくいということはわかりませんが、それにしても、前回の白書では合意に関して大騒ぎをしたわけですから、その後始末はしてくださいということです。別に農水省に全部責任があるわけではありませんが、そういうことが起きたという事実は、やはり虚心坦懐に受けとめなければいけないだろうと思います。

興味深いエンゲル係数の上昇

一〇五〜一〇七ページのエンゲル係数の上昇は非常に興味深かったです。特に一人世帯、それから六五歳以上の世帯、高齢者の二人世帯が増加してきていることなのですが、この中でとくに驚いたのは、六五歳以上

の世帯で生鮮魚介が減っているにもかかわらず、肉が増えていることです。私が思ったのは、肉はそのまま焼けばおしまい。魚は切ったりいろいろしなければいけない。面倒くさいのかなど。その手間の煩わしさがこういうところにあらわれているのかと思った次第であります。

一一〇ページの図表1-4-11の注3)で、調理済み食品には冷凍食品やレトルト食品は含まないとされた点です。中食、外食との関係で取り上げたことを反映しているからでしょうが、消費生活の側からみると、レトルト食品も調理済みには変わりないわけですから、そのところについては一言あってもいいかなと思いました。

貴重な食品ロス問題の指摘

食品ロスについて取り上げてくださって大変結構だっただと思います。このことがまた話題になってきていることも重要ですし、とりわけ最近では、国内的な議論だけではなく、途上国の人々がまともに食料を食べられていない、栄養不足人口もたくさんいるという中で、日本で食品ロスを出していることの問題性に結びつけて議論しようとするのは、途上国でこれだけの人が食べられるのですという議論になっている。そういう点で、よろしいのではないかと思います。

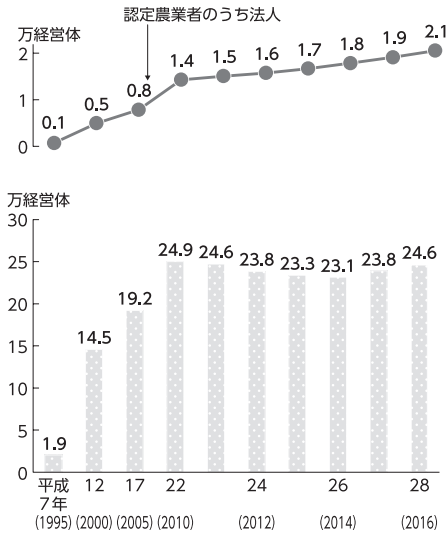
一三五ページの六次産業化では、残念ながら総従事者数が減っている。六次産業化をすることでうまくいくとは限らないことが示されています。また、伸びがすごい直売所でも従事者数が減っているのはどうということなのか。中小の直売所が潰れたりしていることを反映しているのか、ちょっとわからなかったのですが、ご指摘いただければありがたいと思います。

第二章 農業

一四五ページの認定農業者が増加していること(図表2-1-1)については、もう少し踏み込んだ分析が欲しかったです。これまでずっと減っていることについての説明がされてきたのですけれども、この間、少しずつ見える方向に転換してきたという状況については、政策的な要因もあるとは思いますが、それだけではないような気がしておりますので、ぜひお教え願います。

一四八ページで、農の雇用事業の研修者のうち、就農者が六割にとどまっている。この六割というのが多いのか少ないのか、私には判断しにくかったです。多いような気もしますし、もうちょっと多い八割とか九割とかの水準への期待ももちろんあります。しかし、今の若い人々の行動様式をみると、こんなものかなという気がしないではないです。

図表 2 - 1 - 1 認定農業者数



資料：農林水産省調べ
注：各年3月末の数値

次は一五一ページの基幹的従事者に占める女性の割合の低下傾向の説明です。説明としては、ここ数年、六〇歳から六九歳も含めた定年就農者が男子で多いということとを反映して割合が下がっているということですが、どうもそれだけでは説明がつかないのではないかと気がしました。

融資の話でちょっと気になったのは、農協系統の比重が非常に低下している。一五四ページに図表2-1-1-6がありますけれども、農協系統の融資残高がどんどん下

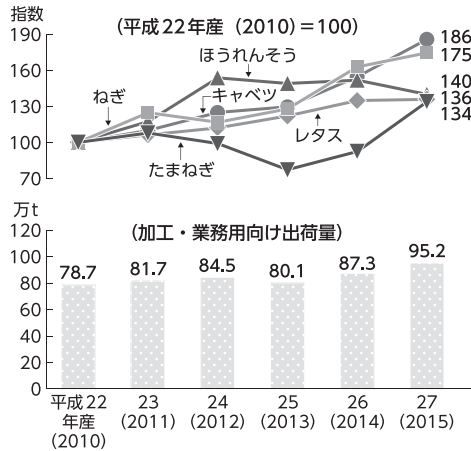
がっている。これは農協批判されているような事態がこういうところにあらわれているのかという気もしますが、実は公庫が非常に頑張っているというところの裏返しだということなのです。それがちょっと気になった点です。

加工・業務用野菜向け品種開発

一七六〜一七八ページの加工・業務用野菜(図表2-1-319)については是非言っておきたいところです。野菜、果実の加工・業務用需要増大に合わせて独自の品種開発等が進展し始めたのはすごく重要なことです。やと日本でも、加工用に規格外、等級外、裾物、その他という、どうでもいいのを当てるという発想から少しずつ脱却して、そういう需要に合わせて専用のものをつくるという考え方が根づいてきたのかと思われるからです。

私は以前から言ってきたことなのですが、典型的にいえばジャムなどがそうです。ジャムなどはどうせ材料の形をとどめていないのだから、どんなものでもいいのではないかとこの発想です。しかし、フランスから輸入されてくる高級イチゴジャムは、全部原型をとどめているわけです。だからこそ高級なのであって、いいものではないかとこの発想です。しかし、フランスから輸入されれば加工食品にならないというのがやはり先進国農業にはあって、やっと日本もそういうところまで近づいてき

図表2-3-9 加工・業務用向け指定野菜の出荷量



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

注：加工・業務用向け出荷量は、指定野菜14品目のうち、ばれいしょを除いたもの（だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン）の合計値

たなと感じました。

一八五ページの畜産に関しては、肉用子牛の価格が上昇しているもとで牛肉生産量が低下する実態については、さすがに農水省ならではの分析がほしいところがあります。

一九〇ページの指定生乳生産者団体制度の見直しの説

明は、白書がその責を負うかどうかは別ですが、三％のために九七％を改革するということの根拠はやはり薄弱かということ、白書の中でも十分説明されていないか、たと思います。

なお、特集二と第二章の関係がちょっと気になりました。センサス分析は第二章の中にちりばめていたほうが、全体が充実するのではないかという印象をもちました。

第三章 農村

農村に関しては、第一節の設定が極めて重要で、田園回帰をあえて前にもってきているということですのですけれども、逆にいえば、もう少し整理してほしかったのは、移住の条件と課題ということでしょうか。今までは厄介者という感じで捉えられていた空き家が、近年は農村における貴重な資源だという捉え方をされて、農家レストランとか人々が集まる場所とかに活用されていますけれども、そういう点でとてもよかったと思います。

大きな論点としては、二三三ページの環境保全型農業の直接支払の面積が増えている(図表3-2-19)という好ましい政策のプラスの評価とエコファーマーが減っている(図表2-5-12)、有機農業が伸び悩むという、なかなか総合的に捉えきれない事実をどうみるかということが指摘されます。

図表 2 - 5 - 2 エコファーマーの認定件数

(単位：件)

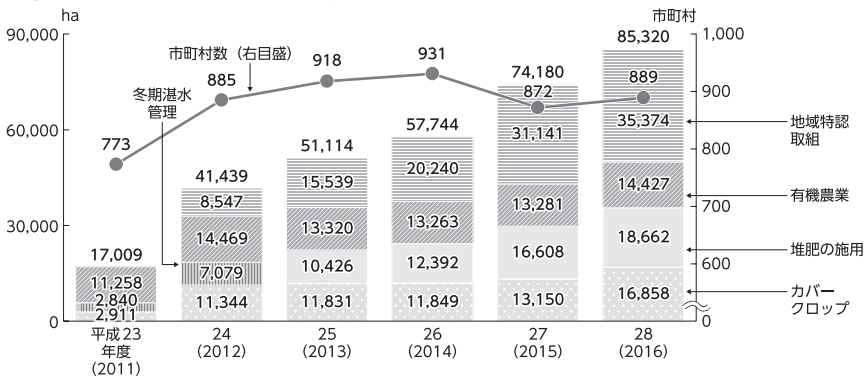
認定件数	平成 27 (2015) 年	28 (2016)	増減
	全国	166,373	154,669

主な作物	認定件数		認定終了件数
	新規認定	再認定	計画期間の終了等
平成 27 (2015) 年度における認定、認定終了件数			
全国	5,580	22,924	40,208
水稻	2,615	15,091	21,788
葉茎菜類	653	843	2,815
果菜類	722	1,939	5,626
果樹	869	4,223	7,641
その他	721	828	2,338

資料：農林水産省調べ

注：認定件数は 3 月末時点の数値

図表 3 - 2 - 9 環境保全型農業直接支払の実施状況



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 平成 28 (2016) 年度の数値は、平成 29 (2017) 年 1 月末時点で取りまとめた概数値
 2) 平成 27 (2015) 年度から、支援対象者の要件を、農業者個人から農業者の組織する団体等に変更
 3) 平成 24 (2012) 年度の地域特認取組は、堆肥の施用を含む。平成 25 (2013) 年度以降の地域特認取組は、草生栽培、リビングマルチ、冬期湛水管理を含む。
 4) 平成 23 (2011) 年度、平成 24 (2012) 年度のカバークロープは草生栽培、リビングマルチを含む。

二三五ページの図表
 3-3-3の新規狩猟
 免許所持者数は、新規
 の取得者数の類型、延
 べでとっているのか、
 毎年なのか、ちょっと
 判然としなかったで
 す。
 農工法の見直しで地
 域に導入が期待される
 産業の例として、二四
 四ページの図表3-4
 1-4で、直売所、農泊、
 農家レストラン、木質
 バイオマス発電等々が
 書いてあるのですが、
 こうなれば私は拍手す
 るのですけれども、そ
 うではないものが来た
 らどうするのだという
 不安があることが農工
 法に対する批判の一つ
 かと思えます。その点

をどうみたらいいのかということでありませう。

第四章の大規模災害では、熊本県内で地震により不作付となった水田のないように、非常に短い期間だったけれども、農業者が努力して実現したことが指摘されましたが、大変に感動しました。二六五ページの自助、共助、公助の大切さの確認という意義も大きいかと思えます。

どう読む 実施した政策と実施する施策

最後になりますが、第二部と二九年度の施策についてです。つまり第二部以降を本当に真面目に今回読んでみたのですが、ここだけみると、日本の農業には何も問題がないかのように読めてしまうのです。つまり、このようにやりました、やりましたと書いてあるのです。それでは結果としてよくなっているのかということですが、第一部の動向との関連が切れた政策の紹介になっている。実施した政策を説明するところなるのでしょうか。けれども、ちょっとどうなのかと思います。

逆に平成二九年度に実施する施策ですが、これはさらに第一部との関連が示されていない印象がありました。全体としてはやや無矛盾的な政策の紹介にとどまっていることになります。政策というものは当然何か課題があるから提案されるわけですから、その課題について若干

でも叙述があって政策の説明がされるとわかりやすいという印象をもちました。

特に、予算の箇所だけに数字が出ていて、あとは全く数字がない文章の連続ですから、一体どんな量的な感覚で物が動いているのかということと政策が関係するののかという評価の手がかりがなかなか得られないようになっているように思います。

また、個々の政策相互の関連性が全くみられないので、よほどの専門家でないとなし読み。やはりせっかくなあれだけのページ数を使うのだとすれば、読んでもらえるようにしたほうがいいのかなというのが私の最後の勝手な問題提起です。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

マスコミに注目された白書

加瀬 どうもありがとうございます。

論点は非常に多岐にわたりますので、一つ一つ回答していただくとは自由討論ができなくなってしまうと思いますので、かいつまんで、主要なところを中心にリプライをお願いできればと思います。恐縮ですが、一五分を目安にお願いいたします。

小山内広報評価課情報分析室長 では、私からご説明をします。



小山内広報評価課情報分析室長

まず冒頭、今回の白書は自身のよしあしは別にして、いろいろな話題になった白書ということで、お褒めいただきありがとうございます。ちょうど大きな政策の改革、そして五年に一度のセンサスがありました。まさにセンサスなどはこの後もお話ししますが、ちょうど昭和と一桁の世代が、この一〇年間で振り返ってみると、全員七〇代が全員八〇代にそっくりきれいに移行したという一〇年で、八〇代というと、農業をやっている、最盛期のころとは異なり、こじんまり、体の健康のためにとか、老後の生きがいということかと思えます。そのように主力になっていた昭和と一桁の方がぐっと引退に傾いてきた中で、農業の構造がどう変わってきたかを中心にセンサス分析を行いました。

あとは、特集のプログラムの部分でございます。ここはご批判も時々あるのですけれども、動向なのにこんな施策の話ばかり書いていいのかわからない話はあるわけですが、こちらでも生産から流通、消費に至るまでの一三の項目をかなりメスを入れて改革して、方向性を示した。中でも所得の向上につながるような資料の話は、大事、

大事といいながら、正直、これまで大なたを振るうようなところまで我々はなかなかできていなかったわけでございます。今回、細々した話もありますけれども、そういうところにも触れつつ、改革の方向を示し、また法案も国会に出しましたが、農家の皆さんの努力の外の部分で構造的な問題があって、そこをちゃんと解決していくのだという姿勢をしっかりとご理解いただければということと取り上げました。

この分析と、あとは施策の大きな改革という二つがスライスになって、かなりマスコミにも取り上げていただいたのかなと思います。

肥料銘柄の集約の話から

さて、多岐にわたるご指摘で、なかなか全部は答えられませんので、幾つか私の気づいたところだけ選んでお話をさせていただきます。

まず資料の部分については、韓国との土壌とか気候の違いなどもあるはずだということでございましたが、一方で、同じような銘柄がたくさんあることによって、例えば袋も同じでいいのに別になっているとか、在庫もそれぞれ別個に管理しなければいけない。したがって、同じであれば一緒にはけるものが、それぞれ別個に管理することによって余剰在庫が発生する可能性もあるわけ

す。といったいろいろ細々したことかも知れませんが、農家からすれば、一円一円がまさに所得につながってくる面もありますから、そういうことも、農家の努力では解決できない部分で、これもしっかり改革を進めていくという中で大事な話だと思っています。いずれにしましても、産地の声をよく聞きながら、銘柄の集約なるものを進めていく必要があるのではないかと考えております。

集落営農の統合のお話もありました。非常に大事な話だと思っております。中山間の直接支払の協定の統合などもありますし、やはり人がいなくなったところは周りの力を借りて何とか続けていくということかと思えます。この件は集落営農実態調査という別な調査ですの、センサス分析の中でそこだけ大きく取り上げることができませんでしたが、事例で触れることはできましたので、引き続き大きな問題ということで我々は考えていきたいと思えます。

六次化のところ、直売が入っていないというお話がありました。これはセンサスの調査票上にそういう制約があるのですけれども、売上金額で整理しようと思ったときに、ご存じだと思えますが、調査票の整理は直売を除いたところの六次化の売り上げで幾らですかという統計のとり方をしているので、そういう中で販売規模別に分析しようと思ったら、おのずと外れざるを得ないとい

うことです。

加えて、直売というのは、変な話、私が明日からでも農業をやって、農協の組合員になれば農協の直売場にもって行って売れますけれども、農家レストランとか民宿とか観光農園というのはそんな簡単な話ではないので、ハードルの高さが違うという意味においても、そこは別にしてもいいのかと思っております。

市町村別産出額統計の意義と難しさ

市町村ごとの産出額も、計算の仕方は推計というやり方になりましたが、統計部の方で復活させていただきましたので、それに我々の方で中山間地域の面積割合、基幹的農業従事者の平均年齢の情報を横につけさせていただきました。

中山間地域については先生の方から静岡市のお話がありました。非常に広域合併が進んで、そういう中でどこでやっている農業の話なのかというところも本当はみられればいいのですが、データの制約上こういう形にならざるを得なかったということです。

ただ、畜産であれば、悪臭や病気の問題とかからすれば、民家の多い場所よりもむしろ離れた里とか、山の中でもいいわけですし、あと果樹に関していえば、品質を高めようと思うならば、むしろ平地よりも山の斜面

のほうが水が切れていいということもあります。

そういう意味では、今回、上位二〇位の市町村を挙げていますけれども、畜産とか果樹が上位の市町村も並んでおりますが、中山間のほうがむしろいいという作目もあるうかと思えます。

GAPのお話もありました。ロンドン、リオの反省、総括とのことですが、我々としては、組織委員会がつくった調達基準に従ってしっかり供給していくのが役割でございますので、その辺の他のオリンピックの総括部分は、どちらかという調達基準の前段の部分で、むしろ組織委員会の役割という感じもしております。

いずれにしても、もう調達基準というルールが決まりましたので、GAPということ、これはJGAPとグローバルGAPもそうですけれども、農水省のガイドラインに完全に準拠した形での第三者確認も認められておりますので、そういう形でやっていく。ガイドラインの経緯は先生もよくご存じかと思いますが、ばらばらいろいろなGAPができてしまったので、そういうものをまとめていく必要があったので、平成二二年にガイドラインをつくって、ある程度そろえていくということかと思えます。

今回、オリンピックという一つの機会がありますので、第三者確認をとれば、オリンピックに出せますとい

うことも一つのインセンティブになって、ガイドラインに沿った物に集約していければと考えております。

自給率と海外の農地面積依存

自給率のところ、海外に二・四倍の農地を依存しているという部分でございます。これは、どこの国から小麦や大豆などを輸入しているのかという実態の話からその国の単収を用いて面積を試算したということでございます。先生おっしゃるように、ヨーロッパから輸入すれば別なことになるかもしれませんが、実態を踏まえた農地面積換算ということで、以前公表していたときと整合を図る形で計算しています。この辺は食料自給率、食料自給力、食料安全保障といったものの国民的議論の深化を期待して、いろいろな材料を出していきたい。もちろん批判も含めて、そういうのも議論の一つでございますので、我々しっかり受けとめて進めていく必要があるのではないかと思います。

輸出の話でございます。全体としては伸びはぐっと小さくなりましたが、それでも四年連続伸びたということ。中身を細々申し上げると時間が足りないのですけれども、農産物などは過去最高を記録したのも幾つかあります。一方で、水産物は二年前の時化でホタテの稚貝が死んだため、今回ホタテの生産量が減ったとか、魚

がとれなかったということもありました。こうした中で、全体としては微増ということになりました。JF OODOという新しい組織もこの四月に立ち上がり、食文化とともに海外に売ってまいります。

食料安保のアとイの順番で、不測時の安保と安保の確立に向けた取組の順序は、去年もいわれたということになります。この辺は不測時の安保という表題にはなっておりませんが、不測時に向けてリスクの管理を平時からしっかりしておく。リスクの管理に基づいて、必要な措置を講じていくという、これもある意味、不測時といえながらも平時でやるべきことを書いてあるわけです。安保の中ではすぐく大事な議論だと思っております。これはいろいろな考え方があると思いますが、まず大事なところをしっかりと上でいろいろな長い話を論じていくというのもあると考えて、こういう順番にさせていただきます。

備蓄水準の根拠

備蓄のお話でございます。米一〇〇万トン、小麦二・三ヵ月。農水省としては、米一〇〇万トンというのは、通常、不作が二年連続しても国内で米が足りないことにならない。それから、一〇年に一遍の大不作が来ても耐えられるということです。小麦の二・三ヵ月について

は、港湾スト等でふだん輸入している国から小麦がびたっととまったときに、代わりの国をみつめて、代替輸入して、その後をつなぐ。その間のあいた部分を埋めるのに二・三ヵ月ぐらいあれば足りるのだという考え方で。見方は様々あるかもしれませんが、以上が公式な考え方です。

TPPにつきましては、進行中の話でもありますが、見通しについては判断をもって触れることはできません。去年が特集でかなり詳しく書いたこともあって、若干寂しくみえるかもしれませんが、また引き続きTPP P11という形でも動いておりますので、白書ではその年度に起きたことをしっかり記述していきたいと思っております。

加工用のお話も触れていただきました。余りもので賄うのではなくて、そこはしっかり加工・業務用向けの野菜ということで、今回、野菜の記述の部分にもそういう加工・業務用向けの産地形成について記述してございます。また、これはマーケットインの発想ともなるわけです。ありますが、余りものではなくて、本当に事業者が欲しいものに応えていくという意味においても、産地づくりが必要だということです。

移住、定住の話がございました。今回の白書では岐阜県恵那市の事例を取り上げていますが、空き家を移住者

の住居として再生し、また移ってきた方が農業をやったりカフェを開店したりという事例を紹介してごさいます。移住、定住については次回以降の白書でもしっかり取り上げていく重要な課題だと思っております。

エコファーマーと有機農業の異なる動向

エコファーマーとか有機農業のお話がありました。環境支払いについては、有機農業は実は二七年から二八年にかけて、面積は伸びております。オリ・パラの食材の推奨要件にもなりましたので、そういうことも後押しになっていくのではないかと思います。

一方、エコファーマーについては、五年に一遍の再認定という手続もある中で、高齢化が進み再認定ができないということもあって、平成二二年をピークに落ち込んでいるということでごさいます。

新規の狩猟免許取得者数の割合の部分でごさいます。まず、狩猟免許につきましては、こちらは四種類あります。銃で猟をする銃猟免許、わなで猟をするわな猟免許、網で猟をする網猟免許、銃には一種、二種がありますので、合計四つになります。その年度にいずれかの免許を新規に取得した方が分母です。そのうち一種、二種の銃の免許をとった方が分子になります。野生の獣はわなにかかっただけでは処理できず、最後は銃が必要ですので、

そういうことで銃を取り上げたということです。

農工法のお話もございました。これも市町村にアンケートをとったところ、木質バイオマスの発電施設とか直売場とかコールセンターといったものが市町村のほうに照会があって、ニーズがあるということでした。そういうニーズにしっかり応える形で今回の法改正が行われたということです。

施策編をどうみるか

最後に、施策編の部分でごさいます。これは法律の要請に基づきまして、動向と施策を分けてということになり、このようなつくりになってございますが、確かに先生おっしゃるのように、施策編のほうだけ読もうとする、なかなかわかりにくいかもしれません。ただ、施策編は、二八施策、二九施策も含めて五年に一度の基本計画の骨組みに即して、基本計画を実行していく上で何をしているのかということをつまびらかに書いています。

すなわち、施策集というのでしょうか、辞書みたいなものですので、読み物としてはむしろ動向編をしっかり読んでいただいて、後は気になる施策とかがあったら、例えば食の安全は何をしているのかとか、担い手づくりで何をしているのかというテーマをもちながら、施策集として開いていたかどうかという使い方をしていただけだと

思っております。

したがって、施策編だけを読んで成果がわからないと言うのではなく、だからこそ動向編に施策の内容も交えて書いていて、動向といいながら施策もセットでちゃんと論じているわけでございます。動向編については読み物として読んでいただきやすいように工夫しているつもりでもございますので、そこはご理解いただければと思います。

私からは以上です。

一つだけ補足を

加瀬 どうもありがとうございます。

それでは、自由討議に入りたいと思いますが、議論すべき論点の順番を決めても、毎年そのようには行っていないので、どうぞ自由に質問を出していただければと思います。どなたからでも。余り一人で一つの論点を……

谷口 一つだけ補足させて下さい。海外に依存している農地面積についてです。昔は農産物の輸入元とか輸出先はそんなところと変わらなかったと思うのです。

しかし、近年は、耕種部門ではないですけども、ブローラーの輸入先がタイからブラジルに大きく転換しました。ああいうことが起きる時代になってしまったという

ことなんです。それはやはり鳥インフルとかいろいろな病気、感染症が広がってくる中で、輸入元を分散させないと食料安全保障の観点からは非常にリスクなことであると思うのです。ですから、そういうことでやはり考えなければいけない時代になったということが背景にあります。

加瀬 では、どうぞ。

米価安定の重要な意義にふれるべき

服部 今年というか、去年ぐらいまでは米の価格が下がるという問題があって、非常に大きかったと思うのです。ただ、飼料用米の生産に主食用米と同じ所得を補償するという仕組みが入った。それで飼料用米生産が拡大して、主食用米の過剰作付が減る、そこで主食用米の需給がかなり均衡に向かって、それで価格が上昇し米価が安定した。私はそれが一番大きいと思うのです。主食用米の価格が安定せずに下がってくると、ほとんどの農家が米をつくっているわけだから、農村全体の安定感が損なわれてくるという問題があるのですが、それがなくなってきたのは私は一番大きいと思うのです。安定感が出てきた。それが去年から今年にかけての大変大きな変化ではなかったかと思えます。

もちろん構造面でもって、構造改革が進むというプラ

ス面があるわけだけでも、どうしても価格の問題、米価の問題は大きいから、そこが安定したことによって安定感が出てきた、それが去年から今年にかけての非常に大きな特徴点ではなかったかと思うのです。

そういうことを注目すると、米価の表、図がないでしょう。どこかにあるかと思っただけでも、みてみたのだけれども、どうも見当たらないのです。どこかに出ていますか。

小山内広報評価課情報分析室長 いえ、今回はありません。

服部 私は去年から今年にかけての一番重要な変化だと思ふのです。去年までそこが下降気味でもって、それなりの不安要素を与えていた。それが今年に入ってなくなった。やはり米価の変化の図は必須だと思ったのだけれども、出ていないわけでしょう。どこにあるのかと思っただけども、結局ないわけだから、私、それはまずいと思うのです。下がっているときにはそれはもちろん大事なだけでも、上がったとなれば、それはそれでもって非常に重要なことなのだから。

それから、米というのは、依然として非常に重要な位置を占めている。生産額の順位からいって三位になっただけだ。生産額の問題からいって三位になっただけだ。それ以上、それ以下、それ以外の話は、それはまた別な話だと思ふのです。米価の動向だけは毎年出し

てほしいと思うのです。今年はそれがなかったというのが何となく物足りないというか、何でそうしてしまったのか、米の位置が確かに三位に下がっているのだけれども、だからといって、米価をここに載せないという話にはならないのではないか。これが一点です。

米価安定に貢献した飼料用米の作付拡大

もう一つは、やはり米価が好転した一番大きな要因は、何といつても飼料用米の生産だと思ふのです。そこに食用米と同じ所得を補償する補助金の制度をつくった。それは非常に大きいと思う。確かに大変金がかかるのだけれども、やはりそれをやらなければならぬということであって、それに取り組んだ。そして、今後についても一定期間、今の補助金水準を続けるという姿勢を示している。そこが非常に大きいと思ふのです。

そうだとすると、やはりもう少し飼料用米生産について詳しく書いてほしい。飼料用米生産に関しては記述が非常に少ない。例えば飼料用米の専用品種をどれくらい使っているのか。一番関心があるところなのだけれども、見てみると、それも無い。主食用米を飼料用米として用いているケースがかなりあると思ふのです。それだったら、飼料用米生産は定着しないわけだから、収量が高い、独自の飼料用米品種で飼料用米生産がどのくらい

行われているのかは非常に重要なところだと思うのです。そういう情報が出ていないというのが、私は白書として不十分だという気がするのです。

関連して、飼料用米としてどういう独自品種になるのか、それはどれくらい単収なのかも示してもらいたいです。そういう情報がないでしょう。一番肝心なところが何となくすらくと抜けてしまっているという感じがあります。とにかくそれをお聞きしたいのです。飼料用米とはどういう品種があって、それが一体どのくらいの単収になるのか。そういう情報を出してほしい。それは今お聞きしたいことでもあります。当面その二つです。

白書の記述は全体紙面の制約の中で取捨選択

小山内広報評価課情報分析室長 まず米価のお話でございますが、去年の白書で載せています。二六年というのは、ご案内のとおり、すごく米価が安かった年でございましたので、二六から二七にかけてちゃんと回復していますということが非常に話題性が高かったというか、時期的に皆さんの関心が高かったという意味において去年の白書で取り上げたということです。

その後の話がありますけれども、だんだん価格が戻ってきたという時期においては、毎年毎年同じ図表を載せると、それだけでページがどんどん厚くなってしまおう

という問題が起こります。そういう時期時期の世の中の関心というものを考えた上で、今年はどうな図表を載せようかと取捨選択をしながらボリュームをある程度維持していかなければなりません。

もう一つ、飼料用米についても大変ご関心をもっていたいただいて、ありがとうございます。まさに飼料用米の増産があって、過剰作付がここ二年解消しているわけでございます。飼料用米だけでも、結構書いています。野菜とかほかの品目も大体一品目一ページくらいで書いているところが多いのに、飼料用米だけでコラムも入れて一ページ以上書いているような感じですよ。米という大きなカテゴリーの中の飼料用米という一つのカテゴリーなわけですが、それでも一ページをとっているという意味では、むしろ重視していると私としては思っています。

いろいろな品種で収量が高いことも非常に大事なことだと、おっしゃるとおりだと思います。いろいろな品種を並べて書くというやり方もあるかもしれませんが、今回書かせていただいたものの中に、初めてとなります第一回目の飼料用米多収日本一コンテストというのがあります。コンテストの中身までは細々書けませんでしたが、こういうことで収量をたくさんという動きが現場で進んでいますということ、もう少し関心がある方

にはウェブサイトなどでコンテストの中身をみてもらって、そういう中に今こういう品種をつくって、単収一、〇〇〇キロとったとか情報があるでしょうから、そのようにしていただければと思います。

とても大事なことだと思いますが、ご指摘の意見については、全体の紙面の制約の中で情報の取捨選択を我々も考えていかなければなりません。

政策的な主張をもった現状分析への傾斜

加瀬 ありがとうございます。私から一点だけ伺いたいのですが、今回、谷口さんのご報告の中で、政策の整理、紹介が重点になったという話がありましたけれども、同時に政策的な主張をもった現状分析が多くなったのではないかと感じがして、その点で勇み足ではないかと思われる箇所がいくつか気になりました。たとえば流通の中抜き論を非常に強く出されていて、その一つとして、直売所流通では生産者の取り分は消費者が買う金額の八五%だといわれています。卸売市場流通ではそれが四三%だという比較がありますので、これだけみるとすごい違いで、農家の所得が少ないなどといっているのは、この努力をすれば解決するととれてしまうような気がしてしまいます。しかし、これは直売場で売れたものだけが勘定されているわけです。価格をつけて、その

価格では売れなかったものは全部持ち帰るというのが基本のパターンの中で、売れたものだけの値段なわけです。これに対して卸売市場経由の価格は、その日に売り切った結果としての価格です。そういう意味では、経済学的に見て非常に違うものを比較しているのではないかという疑問が残ります。全体として、今年の白書は政策的な思い込みで切っているところがあるのではないかと思います。

例えば、農業機械メーカーの新規参入を促進すべしという記述は供給者側の競争が強まれば価格は下がるという想定からいっておられると思うのですが、一方で、銘柄が多過ぎる、品種が多過ぎるので、これを利用者の立場に立って統合してコスト低下を図っていくべきだということとれる記述もあります。目先の政策的課題によって分析のロジックが動揺しているように見えるのですが、いかがでしょうか。

直売所出荷もコストやリスクを抱えている

小山内広報評価情報分析室長 まず一点目の部分ですが、確かにおっしゃるとおり、この図表だけみせると時々いわれますけれども、みんな直売場で売ればいいのかという話になります。注意しなければいけないのは、まさに今いわれたように、直売場にもっていく手間がか

かったり、売れ残りのリスクも抱えるという中で、価格だということはしっかり理解した上でこれをみななければいけないということでございます。

白書でいうと、一九ページ、二〇ページにその内容が書いてありますが、取り組むに際し、そういうことも念頭に置いてくださいということです。

一方で、自分でつくったものを消費者と直接つながる形で売るということですので、まさに消費者の嗜好を直接つかむこともできる、すなわちマーケットインの生産にもつながる面もあるかと思えます。そういうことを念頭にこの図はみる必要がありますし、これらは白書中に記述しています。

それから、資材によっては競争が働いていないとか、一方で細々したものがあろうというのですが、機械については大手四社でほとんどシェアがここ数年変わっていないという中で、やはり何か刺激がないと、機械は使っている農家の方がそれでいいと思っていればずっと同じメーカーを使うわけです。農協によっても、ふだんおつきあいの深いメーカーがあれば、そこを中心に扱うということでしょうし、また、それぞれのメーカーの下にある販売店も顧客のリストがあって、日頃から営業にまわりお客さんをしっかりつかむ中で、なかなかシェアが

変わりにくいという事情もあるかと思えます。実際、コマツがブルドーザーによる耕起、代かき、田植えを今実用化しようとしている。ブルドーザーは田植えが終わったらその後は普通に工事現場に行って使えますので、田植えにしか使えない機械よりは、稼働時間が長く入り、米の生産コストが安くなる。このような事業者が参入してくることによって、競争が進むことが大事です。

一方で、飼料とか肥料というのは本場に零細な工場が多くて、国内のパイは小さくなっていく中で、もっと合理化すべきではないかと、韓国との比較なども持ち出しながら、工場の稼働率が低いですねとか、肥料の銘柄なども同じようなものなのに別の袋で管理しているからいる無駄が多いですねとか、そういうことを、小さい課題かもしれませんが、つまびらかにしていく。このような、農家の努力では解決できない部分について改革を進めていくため、先の通常国会に法律案を提出したということです。

企業の寡占化促進で資材価格問題は片付くか

神山 特集二つを中心に読ませていただいたのですが、どうも納得がいけないというか、どこに書いてあるのかというのか、二つ大きな問題を感じました。

一つは、特集一の農業競争力強化プログラムなのです

けれども、政策の決定過程についていろいろ問題が起っています。生産資材にしろ、要するに企業側を寡占化していくという方向で、加工流通過程が合理化できればそれでいいのだという感じで捉えてしまわざるを得ないのです。今まで日本の飲食料品市場の規模は、一九九五年が八三兆円で、そこまで拡大するわけです。その後若干下がって、二〇一一年が七六兆円です。飲食料品市場が八三兆円まで拡大していったのは、国内の農林漁業というのは、横ばいなし減少です。要するに、食品製造業（食品加工業）と外食産業と関連流通業が拡大することによって市場規模が拡大してきたわけです。

その行き着いた先として、関連流通業の中の一歩川下の小売業が、白書二二六ページには、スーパーとコンビニのシェアが拡大しているという図がありますけれども、シェアが拡大していくのと同時に、寡占化をしているのです。数が減ってきている。大きなところがシェアを拡大してきている。そういう中では、大規模小売業が、先ほどのもやしの話がありますけれども、価格決定権をもってきてしまっている。もやしだとか豆腐だとか、そういう日持ちがしないものが表に出ています。牛乳や米なども含めて大規模小売業が価格決定権をもってきてしまったところに問題があるのではないかと私は思っているのです。

牛乳の話では指定団体制度の廃止が出てきましたけれども、酪農の部分一九〇ページで牛乳の販売ルートが描かれています。実はこれの一番右側に小売店、小売業があるわけです。そこが乳業メーカーにしろ、酪農家にしろ、影響を与えている。谷口さんのレジユメの中に三％のための改革なのかと書かれていますけれども、そのような結果になってきてしまっている。そのところを流通のあり方なりを分析していく必要があるのではないかと思っているのです。コンビニやスーパーがシェアを拡大して行って、その行き着く先はどこなのか。やはり今の流通のあり方は大手が握ってしまっている。流通資本は付加価値が低いわけですから、もうけるためにはどこかに押し付けていかなければいけない。それはメーカーであったり農家であったりという形にならざるを得ないのだからと思うのです。そのような分析の結果として、競争力強化プログラムが出ているのかどうかは、私としては疑問に思わざるを得ない。特に牛乳・酪農の図をみさせられて、そのように感じています。

自給的農家や土地持ち非農家を検討したか

神山 特集二では分析されていないのだと思うのですけれども、自給的農家と土地持ち非農家です。昨年度の白書では、農村振興に関する章で、自給的農家の数と土

地持ち非農家の数が書かれました。今年の白書では、特集二の冒頭に自給的農家が出てます。二八ページの家計経営体のところに自給的農家の約一万五、〇〇〇戸とあるだけです。ほかに自給的農家の数だとか、土地持ち非農家の数だとか、検討して書かれているのかどうかを確認したいというのが一つ。

それから、食料・農業・農村白書の中で、自給的農家だとか土地持ち非農家だとか、そのような分析をしないで、日本の今の農業なり農村なりの現状は本当に分析できるのかどうか、非常に納得できない点です。

加瀬 いかがでしょうか。

小山内広報評価情報分析室長 まず流通の部分は、

プログラムの中でも小売りの部分は触れていまして、一八ページに小売業の事業再編という記述がございます。まさに今ご指摘があったように、安く買いたたくということが進んでいくならば、それはいずれ農家もお店も弊弊するということがありますので、そういう単なる安売り競争ではなく、サービスを向上したり、消費者ニーズをしっかりとかなだ事業モデルの転換を図っていくような取組があれば、これを応援していくということで記述をしているわけでございます。

それから、センサスの自給的農家と土地持ち非農家でございますが、特にそこにスポットを当てて分析したと

いうことではありませんが、大規模農家に農地が集積している、その農地の出し手の中には、自給的農家や土地持ち非農家も入ってくるわけでございます。今回は経営体に焦点を当てて分析をしていますので、特段自給的農家等は取り上げていませんが、農地の出し手という意味においては非常に大事存在と認識しています。

神山 ちょっとだけ。副業的農家にしろ、自給的農家にしろ、あとは土地持ち非農家にしろ、今おっしゃられたような大規模農家、担い手に農地を提供していく人という形の位置づけでしか政策が組み立てられていないのではないかと思うのです。例えば農村の多面的機能支払いへの取組だとかにはその人たちが入っているわけですよ。あるいは、集落営農でもそういう人たちは参加している。そういう形で捉えていかないと、大規模な経営だけが農村にあるという形だと、農村地域社会は立ち行かなくなるのではないか。先ほど一ヘクター未満の農家の話が出ましたけれども、そういうところも位置づけていかないと、地域社会の維持と発展も考えられなくなるのではないかという問題意識からです。その辺を大事にしなければいけないのではないかということです。

小山内広報評価情報分析室長 センサスの分析のお話だと承ったので、構造的な面でのお話をしましたが、

まさにおっしゃるとおり、地域社会の面からも活躍して

いただく大事な方々だと思っております。

加工原料乳補給金制度は見直し内容が不鮮明

加瀬 では、小林さん、お願いいたします。

小林 一九〇ページ、一九一ページについて質問させていただきます。

加工原料乳生産者補給金の交付範囲の拡大等の上から三行目のところに、その上で、生産者が出荷先を自由に選べる環境のもとと書いてありますが、これは今でもそうなのではないかということが確認の一つです。

それから、経営マインドを図りつつ所得を増大させていくために、指定団体に委託販売する生産者のみに国が補給金を交付するという現行の方式を見直すと書いてありますが、これも谷口先生がおっしゃったように、生乳生産の三％にあたるいわゆるアウトサイダーの全ての方に補給金を交付することによってこうなるというのがよくみえないということです。

そして、補給金の見直しのポイントというのが、一つ目は、加工原料乳に対する補給金をその仕向け先と書いてあるのですが、この仕向け先という意味を確認したいのです。これはチーズであれ乳製品であれという意味なのか、あるいは出荷先なのかという話。二つ目は、部分委託・販売を行う場合、農協等と生産者との間で委託販

売に関する数量、ルール等について取り決める行うこととあります。三つ目は、条件不利地域からも確実に集乳できるようにするというのが書いてあるのです。この二つは現行でもやっていることではないか。だから、何のために改革するのかというのがこの文書の中ではみえてこないということで、担当のところも納得して改革しているわけではないのかもしれないので難しいかもしれませんが、文字面でいうと、どのように解釈したらいいのかがよくわからないという点。

それから、一九一ページの働き方改革も官邸のご意向ということなのでしょうけれども、搾乳ロボットやミルクングパーラーなどの云々ということで、ハードしか書いていないのです。これは私、最近知っているのですけれども、クラスター事業も含めて、余り投資をおおるような形になると、将来きつと負債問題がまた政策課題として出てきてしまうのではないか。むしろ酪農ヘルパーですとか、そういったいわゆるソフトの面というものをあわせて書いておいたほうがよかったですのではないかと思ったのですが、その二点について質問させていただきます。

指定団体制度と生乳の販路選択の自由

加瀬 担当の方ですか。どうぞ

安藤生産局牛乳乳製品課企画官 牛乳乳製品課の安藤

と申します。

まず、単純な事実から申し上げますと、出荷先等を自由に選べる環境というのは今でもそうではないかというのは、先生おっしゃるとおりだと思ひまして、現行でも別に酪農家が指定団体に売ることを強制しているわけでもありませんし、その枠組みの中で三トンという上限はありますけれども、部分委託を認めておりますし、さらには指定団体によらずに独自にやっている方々もいらっしゃるという意味では、自由に選べる環境というのは今でも一緒だと思っております。

それから、文字の意味として、仕向け先というのがどういう意味なのかは、こちらはおっしゃっていただいたように、出荷先という意味で書いている。

小林 出荷先ですか。

安藤生産局牛乳乳製品課企画官 出荷先です。品目という意味ではなくて、出荷先と、農協とか販売業者問わずというところがございます。

こちら、選べる環境というのは確かにそうだというところなのですけれども、現行制度は、ご案内のように、指定団体に委託販売された加工原料乳のみを加工原料乳生産者補給金制度の対象としている。こちらは飲用需要が伸びている時代背景を踏まえて、昭和四〇年にこの制度をつくったわけでございますけれども、その後、今は乳

製品需要が既にふえているという状況もありますし、逆に飲用需要は減っている。

そういった中で、今、指定団体に出さない方々は、先ほどの話にもつながるかもしれないけれども、ほぼ飲用に出していらっちゃって、冬場などの飲用需要が落ち込むときには安く出して、それが結果的に小売での販売につなげていたりもしている。

そういった中で、指定団体を通さないルートであっても、需要に応じて加工に向けていただきたいというのが今回の趣旨の一つではないかと思っております。

下の段落で、部分委託を行う場合には、その取り決めを行うですとか、条件不利地域からの集乳というのは、まさに御指摘のとおり、現行制度でもそうなのではないかというのはそうだと思います。ただ、今回の上記のような見直しを行うとしても、こういった機能はきちんと維持することをこちらで書いているというつもりでございます。

働き方改革のほうは、プログラムで特にハード面のことを書いているところがございますけれども、酪農ヘルパーとかそういった取組をしていないかというのと、全くそういうわけではございませんので、実態としてはソフトとハードを組み合わせながらやっていくということ

が大事ではないかと思っております。

乳価交渉のあり方はどう変わるのか

小林 一点。その上の指定団体の交渉を行う場合、乳価交渉のメンバーや交渉プロセスを抜本的に見直すというところがあるのか。これは民間がやることで、どう抜本的というのがあるのか、これも議論になったと思うのです。さらっと書いてあるのですけれども、かなり難しい話なのかと思うのです。具体的に何なのですか。

信戸生産局牛乳乳製品課係長 乳価交渉は従来から市民の交渉なのですが、私どもができることもあると考えます。私も四年間この担当になって、やはり乳業側にも指定団体側にも緊張関係がないのではないかと思うところもあります。それはとりもなおさず、五〇年間続いてきた指定団体制度に基づいて、唯一権限を与えられた生産者団体が一社独占の中で交渉を行っている環境が生んでしまったことなのではないかと反省しております。

そこで、今回の改革により、競争という中で、他と一緒に大メーカーに組みするような交渉はどうあるべきかをこれから考えなければいけないのですけれども、やはりそこはまず緊張感を持つこと、そして、さっきおっしゃっていた小売に対して、それから先の消費者をも見据えた形で、今までの牛乳でいいのか、今までのバターで

いいのかというニーズに基づいて、生産者も出し手を考えようとか、用途も飲用オンリーではなく、加工乳ももちろんと国産のプレミアムをつけた売り方があるのではないかとという提案をメーカーとともにしながら、最後は小売に対しても納得させるといって、期間とか手法とかマーケティングの発想を入れながら交渉に向かっていければと思っています。

それは我々の仕事ということで、ここにはさらっと書いていますけれども、実際はそういうやり方があるのではないかという点を、団体の皆さんに提案していきたいと思っています。

加瀬 よろしいですか。

小林 まあ、はい。

農地利用集積八割ほどの地域でも達成可能か

加瀬 どうぞ、安藤さん。

安藤 今回の白書は非常におもしろく、大学のゼミで取り上げてテキストに使ってもいいかと思いました。私からのコメントは四点です。

五一から五二ページのセンサスの分析では、都府県における地域別の利用集積が書かれていて、これは大変興味深かったです。農地集積の進展度に地域差、地目差があることを指摘したという点は非常に重要ですし、高く

評価できると思います。ただし、農地集積の達成度が低い地域については、ここが本当に上昇していく可能性があるのだろうかという点、かなり難しいのではないかと。この点についても少し踏み込んだ評価があってもよいのではないかと思います。

KPIでは、農地集積の目標として担い手への集積率八〇%を目指していますが、そうした地域が残されているだけに、実現は難しいのではないかと私は考えています。無理な目標を掲げて農水省という組織が潰されてしまうよりは、地域の実情に応じて実現可能な数値を現実的に即して示す、といった、政策目標の設定が事実に基づいて定められてもいいのではないかと感じたということです。

また、二〇一五年センサスの数字ですが、これは明治大学の橋口先生がつけられた表ですが、山間農業地域では集落営農も主業農家もないという農業集落が半分を占めています。農地面積でいえば四分の一弱を占めています。そうした状況に対しても、もう少し目を向ける必要があったのではなかったかというのが一点目になります。

産出額増加と地域農業の可能性はリンクするか

二点目です。農業産出額が市町村別に示された(図表

特2-1-39)ことは評価したいと思うのですが、その結果をどう読み込むかという点です。野菜、果実、畜産が農業産出額の増大に大きく貢献している。そして、それが市町村の農業産出額の多寡に影響を与えていることが実証されたと思います。このことが何を意味しているか、そこまでは白書ではなかなか踏み込めないところでですが、単純に読めば、米などをつくるのをやめて、野菜、果実、畜産に転換してはどうかということになるわけです。同じような都道府県別の図が以前の白書にもあったと思います。ただ、問題は、同じ労働力で経営を行うのであれば、人手が足りなくなることです。今ある農地全てが必要ではなくりますので、そうすると、野菜、果実、畜産に転換した地域では農地が余ってしまいます。労働力がふえなければ、そういう問題が生じるだろうということなんです。そうした問題に対して、こうした上位にある地域でどう対応されているのか、といった分析も必要になってくるかと思いました。

また、一〇五から一〇六ページにエンゲル係数の上昇の指摘(図表1-4-14)がありました。これは谷口先生からも指摘がありました。非常に重要なファクトファインディングだったと思います。それに対する白書の説明は「高齢化の進行、共働き世帯の増加などの世帯構成の変化や、調理食品の利用拡大などの消費の変化等の

図表 特2 - 39 農業産出額の上位20市町村 (平成27(2015)年)

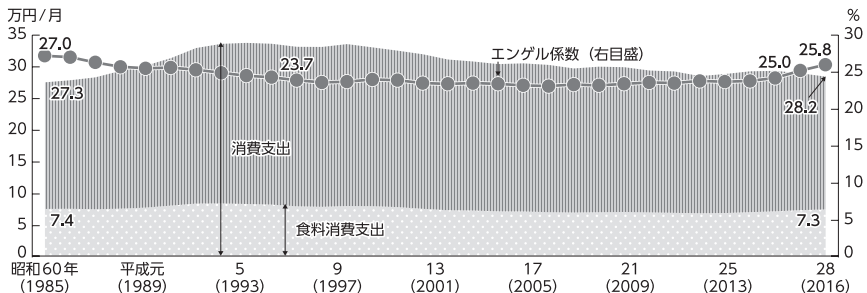
(単位: 億円)

順位	市町村名		農業産出額	1位部門		2位部門		3位部門		総面積に占める中山間地域の割合 (%)	基幹的農業従事者の平均年齢 (歳)
1	愛知県	田原市	820.4	花き	313.2	野菜	256.9	豚	94.1	0.0	59.8
2	茨城県	鉾田市	720.3	野菜	395.7	豚	144.3	いも類	119.0	0.0	59.4
3	宮崎県	都城市	719.7	豚	195.4	ブロイラー	159.6	肉用牛	159.0	66.1	66.8
4	新潟県	新潟市	572.1	米	284.2	野菜	171.3	果実	35.7	4.5	65.6
5	北海道	別海町	570.6	乳用牛	547.6	肉用牛	14.6	その他の畜産物	1.1	0.0	50.9
6	千葉県	旭市	548.0	野菜	195.7	豚	185.4	鶏卵	61.5	1.1	61.3
7	静岡県	浜松市	510.4	果実	163.9	野菜	130.8	花き	68.8	67.0	68.3
8	熊本県	熊本市	461.0	野菜	257.5	果実	53.6	米	46.8	5.9	62.4
9	青森県	弘前市	435.8	果実	373.4	米	31.0	野菜	21.2	53.7	62.9
10	愛知県	豊橋市	413.4	野菜	205.4	豚	41.9	果実	27.1	16.3	63.9
11	鹿児島県	鹿屋市	400.8	肉用牛	127.7	豚	102.0	野菜	47.2	50.8	66.6
12	群馬県	前橋市	391.1	豚	95.3	野菜	88.3	乳用牛	82.5	38.1	68.0
13	宮崎県	南九州市	389.2	鶏卵	106.3	工芸農作物	57.2	豚	47.0	25.8	61.8
14	熊本県	菊池市	384.8	肉用牛	102.6	豚	75.7	乳用牛	74.4	72.2	64.3
15	宮崎県	宮崎市	383.8	野菜	207.3	肉用牛	41.4	果実	29.0	56.0	63.0
16	千葉県	香取市	379.2	野菜	85.0	いも類	77.3	米	63.5	0.0	66.7
17	鹿児島県	志布志市	371.2	豚	146.5	肉用牛	94.6	野菜	41.2	69.5	64.5
18	熊本県	八代市	370.6	野菜	269.5	米	41.5	工芸農作物	19.8	80.9	60.0
19	茨城県	小美玉市	354.0	鶏卵	167.1	野菜	86.3	乳用牛	41.1	0.0	65.3
20	埼玉県	深谷市	349.3	野菜	207.0	鶏卵	30.1	花き	29.5	0.0	65.4

資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）」、「農林業センサス」を基に農林水産省で作成

注：総面積に占める中山間地域の割合は、「旧市区町村別農業地域類型一覧表（平成25(2013)年3月28日改正）」を用いて算出

図表 1 - 4 - 4 1世帯当たり1か月間の消費支出、食料消費支出、エンゲル係数



資料：総務省「家計調査」(全国・二人以上の世帯・用途別類)

注：平成11(1999)年以前は、農林漁家世帯を除く結果

さまざまな要因が重なった結果と考えられます」と書かれています。やはりもう少し踏み込んだ分析が欲しいと思います。

ここに示されている図表からは、一世帯当たりの一ヶ月の消費支出は減少しているようにみえます。それは世帯収入の減少、貧困化の進行を意味することになり、これがエンゲル係数を押し上げている可能性もあるのではないのでしょうか。そうすると、貧困層ではもっとエンゲル係数が上昇している、あるいは、場合によると富裕層がぜいたくな食生活を送っていてエンゲル係数が高くなっていることもあるかもしれませんが、いずれにしても、このエンゲル係数の上昇の要因について詳しい分析を行う必要があるでしょう。そのことは食料価格の評価にもつながってくると思います。そこがみえてこないのは非常に残念でした。

認定農業者数増加をどうみるか

これが最後です。谷口先生も触れていましたが、白書では認定農業者の増加傾向が指摘されていました。これは確かに注目すべき点だと思います。これに対する白書の説明は「経営所得安定対策の影響」と書かれています。

これは二〇一四年産の米価の下落で経営所得安定対策に入ったということになるかと思えます。しかし、この認

定農業者については営農類型別の分析を行う必要があるでしょう。どういうタイプの認定農業者がふえているのかを確定する必要があります。そのときに、稲作経営がふえていれば、この白書の説明でいいと思いますが、もし、そうでなかったとすると、この白書の説明は間違っていたということになるように思います。その点の詰めはされたのでしょうか。

今申し上げたような論点は、私どもの大学のゼミで出して、学生さんに、それで本当に正しいかどうか調べてみましょうといった議論できそうです。そうした学術的な素材を今回の白書は提供してくれたと思っています。その点で大変興味深かったということです。

以上四点ですが、いかがでしょうか。

担い手を確保しながら水田を活用していくことが大切

小山内広報評価課情報分析室長　まず私から答えて、足りない部分は経営局から補ってもらおうと思います。

まず一番でございますが、山間地域の状況でございます。今回のセンサスの分析につきましては、テーマを設けて分析したということです。あれもこれもというわけにはいかず、そういう意味では構造の方を中心に分析しているので、こういう山間地の厳しい状況が全然み

えてこないのではないかとということかと思えます。

今回の白書では、例えば三章のトピックスで中山間地域農業ということで、そういう名称を出して一つの項目を立ち上げています。あと、明治大学の小田切先生のもとでまとめました農山漁村活性化ビジョンというものが平成二七年三月にありましたが、その施策の展開も具体的に仕事づくりとか、小さな拠点、集落ネットワークの形成、都市住民とのつながり強化ということも第三章の農村章のところで記述してございます。

先生のご指摘は重要な課題の一つであり、引き続きそういう認識で白書の作業を進めてまいりたいと思えます。

二番の農業産出額でございますが、お米は需要が減って、需要に合った生産ということで、水田を食用米以外の作物に変えていかなければいけない。そのときに、野菜に転換すれば、農地、あるいは田んぼはそんなに要らないだろうというご指摘かと思えます。

一方で、自給率を四五％に上げるという目標に向けては、小麦であれば平成二五年度の基準からは二割ぐらい増やさなければいけないですし、大豆であれば六割ぐらい増やさなければいけないわけです。ということで、まだまだ増やさなければいけない作物がありますので、そういう土地利用型の作物に当てて、有効活用していくこ

とが大事です。

白書におけるエンゲル係数の取り上げ方

小山内広報評価課情報分析室長 それから、エンゲル係数のご指摘でございます。マスコミでもずっと横ばいで来たのがここ二年は上がってきたということで取り上げられていましたので、我々、白書の中でも触れたわけでございます。

白書での取り上げ方ですが、先生がおっしゃるように、精緻な分析をしていけば、いろいろな所得の話とか節約の話とかあるのかもしれないんですが、では、所得が減ってきて厳しいですという話を農業白書でしたときに、出口を我々がもたないことになることもあって、むしろ白書の中で取り上げるにはどのようなことで書いたらいいのかという観点で分析をしたところ、高齢化とか共働きの増えてきて、これは今後も進んでいくわけでございますが、そういう中で、やはり家で料理をつくれないうつくらないという方が増えてきている。調理食品を買うことは、素材にサービスタ料が乗っかっていますので、結果高いものを買っていることになりすけれども、それはそれで便利でいいのだということなので、そういうことを取り上げることによって、であれば、食品産業は今後どのように対応していくべきか、そして、そこに食材

を供給する農業はどのような対応をしていくべきかというつながりが出てくるので、あえてそこに焦点を当てて分析しました。

先生がおっしゃるように、精緻にやろうと思えば、総務省などがやっている分析も別途ありますけれども、そういうところでいえば、円安が進んで輸入品の価格も含めて食品の価格が上がったとか、おっしゃるように、節約みたくないものもあるようですと思います。

KPI 八割集積目標達成に向けて

続橋経営局農地政策課経営専門官 農地集積を担当しております農地政策課でございます。

KPI、八割目標という中で、地域差がみられるということは確かにございまして、特に中山間地域であったり、果樹産地で集積がなかなか進まないという状況は実際にございます。

そういったのもありまして、一六六ページで記載させていただいておりますが、土地改良制度の見直しで、国会で成立して、農地中間管理機構を通じて貸し付けた農地について、所有者の負担なし、同意なしということを実施する。その図表2-2-13でございますが、やはり区画が矮小とか未整備であるとなかなか担い手農家が耕作をできないという状況がありますので、中山間地

域等においてはこういったことで解消していきたい。

それに加えて、二〇八ページで農業委員会で記載させていただいておりますが、先ほど集落営農のない法人とか地域、そういった話も先生からございましたけれども、一番はやはり農地の集積・集約化では現場での話し合いを推進するというところで、農業委員会についても農地利用最適化推進委員、現場活動を行う者というのを新たに制度化しております。こういった方々と機構がしっかり連携していくということが重要というか、今年の機構の実績の中でも、そういったような連携が進んでいなかったということが目標達成に至らなかったという反省点でもちょっと挙げさせていただいております。

まずは、基本的にはそういう土地改良なり新しい農業委員会としっかり連携して、この八割の目標達成に今全力を挙げてまいりたいと考えています。

認定農業者増加の主因は経営安定策への加入のためか

加瀬 どうぞ。

大高経営局経営政策課経営専門官 認定農業者の関係でございます。安藤先生なり谷口先生からいろいろ増加の要因なり、政策的な要因以外にもあるのではないかな等々お話がございました。増減の理由は、正直いって各

県ばらばらでして、例えば新潟では一、〇〇〇経営体以上増えているといったところもあれば、やはり土地利用以外が中心の県ではメリット感というところで減っているということで、改善計画そのものは五年ローリングで再認定するか、高齢化でやめますかというのと、新規に認定を受けますかというバランスでトータルで今増えています。

かつ、都道府県に主に増えているところ、減っているところを聞いているのですけれども、やはり経営所得安定対策の要件といった答えが非常に多いということ。

あと、ホームページでも営農類型ベースは公表しているのですが、パーセンテージだけで示しているものから、では、対前年とどうなのですかというところは、まさしく安藤先生がおっしゃるとおり、公表していないものですから、裏づけとしてどうなのだといいところはあるかと思えます。

ただ、これまでの我々ヒアリング等々、あと調査している段階では、異口同音、こういった形の声がやはりあるということでございます。

以上です。

地域ごとの政策が求められる時代なのは

安藤 担い手への農地集積というのが私の一番関心が

あるところなので、そのところが気になった点です。一応目標八割ということで、KPIとして掲げた以上、それを実現を目指して頑張っていらっしゃるといことですから、農村の第三章でいろいろな取組をされているという話が今ありましたけれども、そのことと農地集積率を上げることとはどういう関係になっているかということ、私は今の説明は関係が余りないかと。

もっと申し上げますと、農村地域では、先ほど神山先生からございましたけれども、違うタイプの政策が求められているのではないかと。そのことをもっと明確に認識して、こういう地域はこうである、こういう地域はこうなのだ、そのことをもっと踏み込んだ、そのための最初の素材となるものが図表の特2-29だったのでないか。全国の農業政策がなかなか難しくなってきた中で、地域ごとの政策が非常に重要になってきている。そういうことをもう少し意識した政策の方向にもっていくための手がかりが実はここにあったのではないかと。そのように私は捉えているところでです。

加瀬 いかがでしょうか。

続橋経営局農地政策課経営専門官 ちょっと反論してしまうような形になるのかもしれないのですが、我々経営局という立場からいいますと、経営政策をやっておりまして、あと農村振興局というところでは地域政

策をやっております。経営政策の立場としては、農業者が自分の努力でどうしようもできないような構造問題に対して、それを解決するような手助けをするというのが経営政策でございますので、それに関していえば、やはりある程度一律でやっていく部分もあると考えております。

ただ、安藤先生がおっしゃるような地域政策という部分に関しては、地域独自において、その地域の状況に照らして、そこで特色のあることをやっていくということで、まさしく二二三ページの今年度創設した中山間地農業ルネッサンス事業などというのは、いろいろなメニューを束ねてやっておりますので、これに関しては、別にこういったものをどうこうと国から押しつけてやるというものはございませんので、そういった経営政策、地域政策をバランスよく講じまして、やはり中山間地というのは非常に条件が厳しいですし、一方で、ここは農業経営という観点からも、日本の国土維持という観点からも絶対守っていかないといけないというを思っていますので、いろいろなアプローチで取り組んでいきたいと考えております。

谷口 ちょっといいですか。今の回答はちょっとずれている気がします。つまり、地域政策を構造政策と無関係なもの捉えるのは正しくはありません。例えば酪農

の構造政策は、日本中どこも一本調子でいいかということではありません。酪農でも北海道と都府県は条件がかなり違うわけです。酪農の生産基盤が草地に依存しているのか、全く輸入飼料に依存しているのかという構造が北海道と都府県では全然違うわけです、経営政策自体が地域的な条件を考慮しなければいけない面は絶対あるわけです。安藤さんは一面でそういうことをおっしゃったのです。

統橋経営局農地政策課経営専門官 制度として設けているものは一律ですけれども、中身としては、例えば中山間では中山間で、やはり基盤整備とかそういったものと組み合わせる必要があるですし、一方で果樹地域については、水田と全く違いますので、逆に果樹地域の独自のメニューとして、機構を通じた場合には改植支援について単価を引き上げるといった施策も講じていますので、そこはもちろん中身については、その地域に応じたものを我々も考えております。ちょっと誤解を招いてしまったようで、すみません。

明確ではない農政ビジョン

加瀬 時間が迫っておりますので、残りの方、一言ずつ質問をお願いします。

矢坂 特集で取り上げられた農業競争力プログラムの

総合的なビジョンが描かれていなかったように思いますが。強いていえば、小売業や製造業といった食品サプライチェーンの各アクターの競争力を強化するために事業規模を拡大する。さらに流通組織を中抜きして、事業者同士が直接取引を行い、サプライチェーンを効率化するというイメージで捉えているようです。食品のサプライチェーンの構成メンバーをより競争的な環境に追い込めて、それぞれの業態での競争を刺激し、生き残りのための工夫を求めています。各業態で生き残った競争力のある事業者が多段階流通を短縮すれば、効率的なサプライチェーンができあがるという楽観的な見通しが前提とされています。

しかし、競争のイメージが非現実的です。事業者は競争をつうじて他の事業者に負担を押しつけるのが常であり、サプライチェーンを脆弱にすることになります。農業競争力プログラムのもとの競争は、個別事業者の競争力強化であり、サプライチェーンの一部分のみに視野が限られている。それでは農業の市場競争力強化には辿りつかないでしょう。

生乳流通政策にそれが顕著に表れています。指定団体と乳業メーカーとの生乳取引契約では、指定団体による地域独占的な集乳制度を揺さぶるために他の集乳事業者を支援しようとしており、競争促進が目的のようになっ

ている。本当に指定団体が地域独占組織になっているのか、指定団体間には競争が生じないのか、指定団体の乳価交渉力の限界はどこにあるのかなどを分析せずに、指定団体への生乳の部分委託販売を認め、たんに集乳に競争関係を導入する。そのことが指定団体に大きな負荷をもたらし、流通コストを引き上げる可能性もあるわけです。競争は必ずしもコストを最小限に抑えることにはならない。酪農生産者・乳業メーカー間の生乳流通の調整機能が脆弱になることで、かえって生乳流通コストが大きくなり、酪農経営の所得を減らすことになりかねない。

指定団体の機能の弱さは、付加価値のあるプレミアム乳製品づくりとも関わります。指定団体は乳製品加工施設を保有せず、いわば生乳ブローカーなのです。県酪連や酪農協などが会員、孫会員となっている協同組合です。酪農生産者との直接的なつながりをもっていないように、乳製品製造施設を保有しない協同組合組織のブローカーですので、プレミアム乳製品を開発する能力はきわめて脆弱です。

乳価交渉力を強化し、またプレミアム乳製品の開発を具体化しようとするならば、指定団体の機能をもっと強化しなければいけない。協同組合組織の指定団体に対して、通常のブローカーは機敏にいいところ取りをするのが

真骨頂です。集乳に競争を持ち込めば効率的なミルクサ
プライチェーンができると期待するのは、競争に対する
誤った思い込み、楽観過ぎるビジョンによるまやかしで
はないかという気がしました。

国家戦略特区をめぐる問題

加瀬 すみません、時間をもう回っておりますので、
ご発言だけしていただいて、まとめてコメントを最後に
お願いします。どうぞ。

梶井 一つだけ。三四ページなのです。国家戦略特区
なのですけれども、ここに、これにより企業が長期的、
安定的な農業経営を行うことが期待されていますと。こ
れによりというのは、何を指しているのですか。

統橋経営局農地政策課経営専門官 すみません、これ
によりというのは、少しわかりにくい表現だったかもし
れませんが、農地所有適格法人の要件を満たさなくて
も、農地は取得できますので、そういった場合、養父市
ではライスセンターを建てるとか、一般の企業が資本金
をある程度もっていて、農地の暗渠排水を整備すると
か、そういうのもありましたので、そういうのを念頭に、
これによりという表現にさせていただきました。

梶井 これによりというのは、文章の上で何を指して
いるのだと。

統橋経営局農地政策課経営専門官 そうですね。所有
権取得を実験的にやることによって、長期的、安定的な
農業経営を行うことを期待されているということです。
梶井 企業が長期的、安定的な農業経営を行うとい
うのは、借地権でも長期的、安定的なものではあるはずで
すよね。

統橋経営局農地政策課経営専門官 ええ、そこはこの
文章の中では全然否定しておりません。

梶井 否定していないけれども、これにより、初めて
これができるようなことを書いてあるでしょう。所有権
取得できなければ、企業の長期的、安定的な農業経営を
行うことができないというのは、養父の市長がいった主
張ですよ。新聞を読んでいると、養父市長がこれを理
屈にして所有権取得を認めてくれといっているとみたと
です。

統橋経営局農地政策課経営専門官 国家戦略特区の会
議の中で、そのように養父市長がご意見をされたとい
うことは事実です。

梶井 だから、養父市の市長のいっていることと同じ
ことが書いてある。

統橋経営局農地政策課経営専門官 同じこととい
うか、我々政府としてもあくまでも実験的な事業として、
これをこのように安定的な農業経営を行うことから、で

きればそれは実験事業をやった意味がありますので、そういう中で期待という形になっています。

梶井 期待するという点でいえば、借地でやっているも同じでしょう。

続橋経営局農地政策課経営専門官 だから、あくまでも借地と所有の中で何か変わるものがあるのかどうかを今回実験事業でやりたいということですので、期待という表現しております。それが可能となったという表現は使っておりません。

梶井 僕が聞きたいのは、農地法改正でもって、民法の原則二〇年の借地権というものを農地に関して、特に五〇年にしたわけでしょう。そういうことまでやっているながら、なおかつ、これによって初めて企業の安定的な農業経営が行われることが期待されるのだと読めます。

続橋経営局農地政策課経営専門官 すみません、そのように捉えられてしまうような文言になっていたら、それは本旨ではないというところではございます。

梶井 そういう趣旨のことを今度の農業協同組合新聞に書いておきましたから、みてください。

加瀬 堀口さん。

国家戦略特区における外国人材の就労解禁

堀口 私は二点あります。農業構造はどうなっている

かということ、ずっと白書では議論しているところですが。北海道と都府県はちゃんと分けて議論が始まるかと思っただけですが、規模拡大、特に大規模経営がどうなっているかは、販売額のシェアとか面積のシェアはあるのだけれども、中身の分析は詰まっていない。面積当たりの所得額でいくと、大規模経営になっても、あるいは特に土地利用型の場合は、むしろ下がってくる。一戸当たりはもちろん大きくふえませけれども、片方で、面積当たりでは落ちてくる。構造問題として大きいのではないかと、深掘りの必要があるというのが一点です。

もう一点は、労働力です。技能実習生のことを特区では触れているのですが（二五〇ページ）、センサスの一年間の常雇いの一割強ぐらいの割合にきています。一番は茨城が多いのだけれども、家族経営で家族三人に技能実習生が三人入るような、受け入れ農家がかかりふえている。しかも、今回、技能実習法が一月から施行される。新法では優良経営には今の二倍、三倍、四倍と、総数が多いので、すごく数がふえるのです。私は外国人を入れるのはやむを得ないと思っていて、実際に双方ウイン・ウインの関係で入るようなことを考えなければいけないと思っただけですけれども、この問題はすごく大きい。

特区が入ったことによって、多分想定されるのは三年

間を終えた技能実習生を奪い合うことになるのではないかと。いずれにしろ、労働力の中での外国人の役割について白書で分析する必要があるはしないか。

以上です。

まとめてお答えします

加瀬 矢坂さん、堀口さんから出されました質問点に触れる形でまとめていただけますか。

小山内広報評価課情報分析室長 まず矢坂先生からのご指摘でございます。流通の部分でございますが、やはり何かと目につきやすい直売をいつも連想してしまうわけでございますが、やはり大きいところの一つとして、中間流通の合理化、卸売市場の話はあるかと思っております。ページでいうと、一七ページから次のページにかけてでございますが、市場経由率が下がってきているということもある中で、これは次の通常国会に向けてとなるかもしれません、合理的な理由がない規制はやめていくということの中で見直しの方向をこれから示していくということなので、そういう意味では道半ばということかと思えます。

そして、いろいろな売り方をやっていくというのは、流通を競争させるといよりは、むしろ農家の側に立って見たときに、自分でつくった農産物をどのように売っ

たら自分の農産物の強みを発揮できるかという観点も大事かと思うのです。すなわち、黙って農協に出すしかないのだと考えていけば、もうそれ以上売り方というのはそこから発展しないわけでございますが、直売所やインターネットもあれば、自分の経営の中で加工品の原料にするのもあります（図表2-4）。また、業務用野菜ということで特定の会社と契約して、それに合った形の品種で生産するのも一つですし、自分がやりたいことと、自分のつくっているものはどのようにすればもっと有利に売れるかという観点で、農家による農産物の売り方をいろいろ後押ししていきたいということでございます。

先生がおっしゃったような流通を競争させてどこかに負担をかけてとか、そういうことでこの議論の出発点が始まっているわけではなくて、あくまでも農家からみるときに、農家の所得を上げる上で、資材も下げますけれども、もっといい売り方があるのではないですかということを考えていただくというプログラムの内容を記述したものとご理解いただければと思います。

あと、堀口先生からございました一点目です。大規模な経営になるほど、当然、面積当たりの手をかける量は少なくなりますので、面積当たりの所得は下がってくるのではないかと想像できるわけでございます。まさにそういうことも含めて、今後の分析の一つのやり方だと思

図表 特2 - 4 「消費者に直接販売」の方法別の販売農家数割合（平成27（2015）年）

（単位：％）

	消費者に直接販売			
	自営の農産物直売所	その他の農産物直売所	インターネット	その他の方法
300万円未満	16.0	40.5	1.9	47.7
300～700	27.7	55.1	4.8	27.6
700～1,500	31.7	54.9	6.9	26.4
1,500～3,000	33.3	54.3	10.0	25.5
3,000万～1億	35.1	54.1	14.1	25.1
1億円以上	42.0	47.3	23.2	23.7

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

注：1) 消費者への直接販売の内訳は複数回答によるもの

2) 割合は、消費者に直接販売をした販売農家数に対するもの

3) 「300万円未満」に販売なしは含まない

いますので、課題として受けとめさせていただければと思います。それから、外国人技能実習生でございます。制度上、これはあくまでも研修でございます。したがって、農家の労働力として実習生を扱うのは、制度上適当ではない。これは農水省だけではなくて、制度をもっている法務省とか厚労省も同じ認識でございます。また、新しい特区の仕組みも始まりますので、白書の中にどのよう位置づけたいのかをしっかりと考えた上で、

また場面、場面で触れていければと思います。今回は、とりあえずこういう形で終えさせてもらっています。

加瀬 よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。二時間五分にわたって私たちの疑問に答えていただきまして、本当に勉強になりました。どうもありがとうございました。

編集後記

先月末、山本農相と麻生財務相は、冷凍牛肉の四ヶ月の輸入量が関税緊急措置（セーフガード）の発動基準数量を超えたため、関税暫定措置法に基づきセーフガードが発動されると発表した。今月から来年三月末までの間、冷凍牛肉の関税が三八・五％から五〇％に引き上げられる。緊急関税措置の発動は二〇〇三年以来一四年ぶりとのことだ。

なぜ冷凍牛肉の輸入量が増えたのか。日本農業新聞によると、米国産牛肉の現地相場が安かったことと、BSEを理由に米国産牛肉の輸入を制限していた中国が一四年ぶりに輸入解禁を決定したことが背景にあるとのこと。中国の冷凍牛肉輸入量は年間五〇〇万トンにのぼり、中国による米国産牛肉輸入解禁は相場に大きな影響を与える。今後、米国産牛肉の相場が上昇するとわが国輸入業者は踏んだ。だから、いつもはセーフガードの発動を避けるため他社の動向を注視しながら自社の調達量を決めている輸入業者なのに調達を急いで輸入量が増えてしまった。

一方、セーフガード発動に対し、米国農務長官も業界団体も、輸出に不利になるとして早速不満を表明している。

麻生財務大臣は当初、「輸入量が超過した場合に自動

的に発動される法律に基づいた措置」であり「粛々と執行していく」と語っていたのに、米国からの批判を受けると、セーフガードが発動されにくい形にルールを見直す余地があるとの考えを示して、早速米国への配慮をにじませた。冷凍牛肉の場合、三か月ごとに輸入量を前年同期と比べ、一七％を超えて増加するなどの条件を満たすと自動的に発動されることとなっているのだが、この期間について、麻生氏は、「六か月にするとか、今後検討する余地がある」と述べたのだ。期間を長くすれば、その分、発動する機会が少なくなる。

経済産業省のホームページにセーフガードの説明が載っている。「セーフガードとは、特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ……る場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行う」つまり、牛肉の場合はわが国畜産農家を守るために発動されるもの。しかし、今回の発動の背景には輸入業者の利潤追求の姿があり、加えて、セーフガードのルールが米国の要求で簡単に変わるとしたら、一番の当事者である畜産農家の立つ瀬がない。

ところで、今回の措置が米国を刺激するのは当然のこと。法に従って「粛々と」発動しつつ、この事態を奇貨として米国からの「外圧」を作り出し、牛肉をはじめとした農産物をFTA交渉のテーマに載せる「高等戦術」では、と思うのは考えすぎか。

（花村）